

III 実態調査結果

矯正施設を退所した知的障害者の支援実態及び職員研修についての調査

I 調査の概要

1. 調査目的

本調査は、矯正施設を退所した知的障害者の支援の研修プログラムを確立するための検討材料として、障害者支援施設（旧法でいう知的障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設）以下の4点を明らかにすることを目的に行いました。

- ①矯正施設退所者の受入れの実態と考えについて
- ②矯正施設退所者の受入れの対応について
- ③矯正施設退所者を受入れしてみて感じた困難
- ④矯正施設退所者の支援に関する研修について

2. 調査対象及び回収結果

(1) 調査対象

台帳として『平成19年社会福祉施設等調査報告』（厚生統計協会）を使用し、調査対象を台帳に掲載されている知的障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、1423(206、1217)施設全てに対し調査を依頼しました。

(2) 回収結果

回収数は778（回収率は54.7%）でした。

3. 調査方法

自記式調査票を郵送配布し、郵送回収によって行いました。

4. 調査時期および期間

2010年10月1日に当法人より発送し、10月15日を締め切りと設定しました。なお締め切り日を過ぎてからの返信についても、結果に含め分析の対象としました。

5. 回答を得られた施設の概況

回答を得られた施設の法人種別とサービス類型について尋ねました。結果、法人種別は

社会福祉法人が90.7%と最も多く、続いて都道府県立が4.9%、区・市・町・村立が3.2%、財団法人が0.1%でした（図表 I-1）。

サービス類型については、複数回答で回答してもらった結果、新法に移行した旧知的障害者入所更生施設が51.5%で最も多く、続いて新法に移行していない知的障害者入所更生施設が42.0%、新法に移行していない知的障害者入所授産施設が10.5%、新法に移行した旧知的障害者入所授産施設が7.6%でした（図表 I-2）。

図表 I-1 法人種別 (N=778)

	実数	%
都道府県立	38	4.9
区・市・町・村立	25	3.2
社会福祉法人	706	90.7
財団法人	1	0.1
医療法人	0	0.0
その他	8	1.0
合 計	778	100.0

図表 I-2 サービス類型（複数回答） (N=778)

	実数	%
知的障害者入所更生施設	327	42.0
知的障害者入所授産施設	82	10.5
障害者支援施設（旧知的障害者入所更生施設）	376	51.5
障害者支援施設（旧知的障害者入所授産施設）	59	7.6
無回答	1	0.1

6. 調査結果概要

ここでは、報告の詳細に先立って、本調査で得られた結果の要点を以下に記載します。

(1) 矯正施設退所者の受入れの実態と考えについて

- これまでの矯正施設退所者受入経験の有無は、2割強が受入れの経験が有る。
- 約6割弱の施設が、相談があった場合に受入れを検討する意思を示している。
- 受入れの阻害要因は、「支援プログラムがない」、「報酬の問題」、「定員の問題」、に大別することができる。
- 平成21年度に施設入所した矯正施設退所者の主罪名で最も多かったのは「窃盗」でした。

(2) 矯正施設退所者の受入れの対応について

- 矯正施設退所者を受入れた際、特別な配慮をしたのは3割強、他の6割強は特段他の利用者と差は設けていませんでした。

- 入所期限は6割強の施設が設けていませんでした。
- 矯正施設退所者用の支援ツールは約8割の施設が作成していませんでした。

(3) 矯正施設退所者を受入れしてみて感じた困難

- もつとも多かったのは、「職員の精神的・体力的負担」と「施設利用中の再犯の危険性」であった。続いて「入所施設利用後の移行先が見いだせない」、「他利用者等への危害の危険がある」、「必要な支援量からすると障害程度区分が低い」となっています。
- 受入れ経験がない施設が予測する困難は、「再犯防止の方法・ノウハウがない」の選択頻度が最も高かったです。

(4) 矯正施設退所者の支援に関する研修について

- 全体で受講してみたい研修内容は「知的障害者の犯罪特性」が最も選択頻度が高く、「福祉施設が支援をする意義」、「チームケアの方法とキーパーソンの役割」、「犯罪に至る要因（環境からの視点）」、「犯罪に至る要因（本人からの視点）」と続きました。
- 受入れ経験がある施設とない施設との間で受講してみたい研修内容の選択頻度に大きな差はみられませんでした。

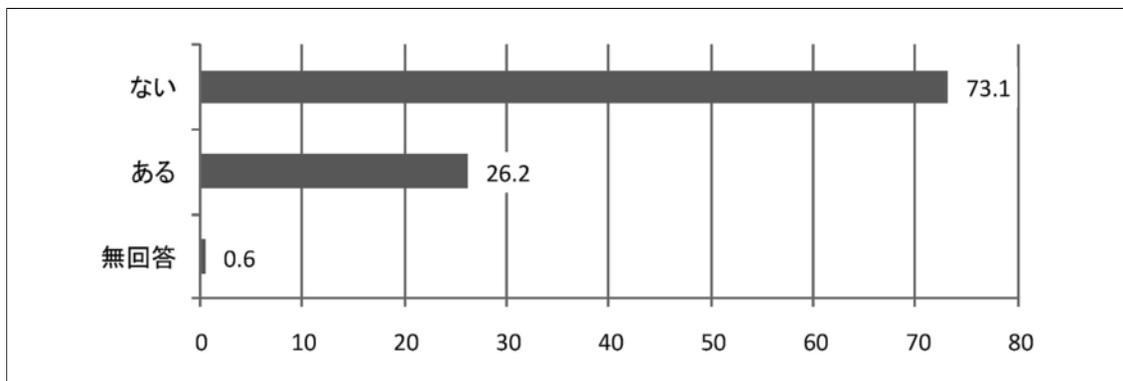
II 集計結果

1. 矯正施設退所者の施設利用に関する相談の状況について

(問3、問4、問5)

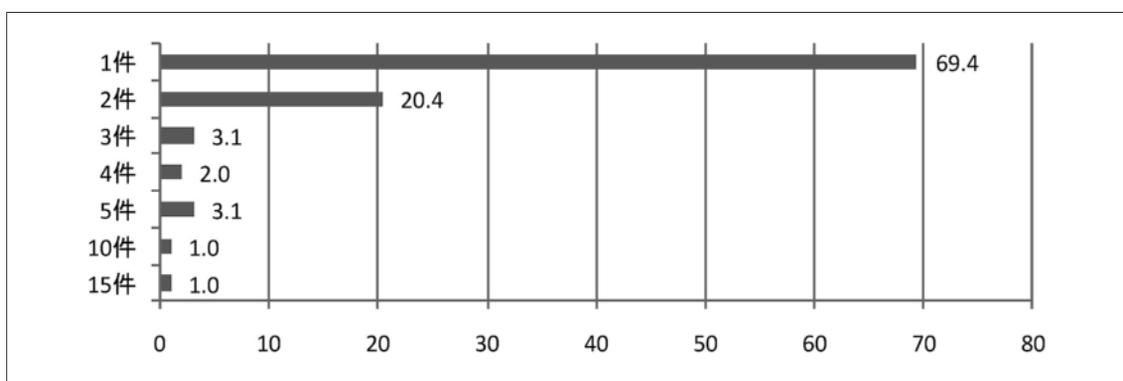
(1) 矯正施設退所者の施設利用に関する相談経験について

これまで矯正施設退所者の施設利用に関する相談を受けたことがあるのは、26.2%、ないのは73.1%でした(図表II-1)。



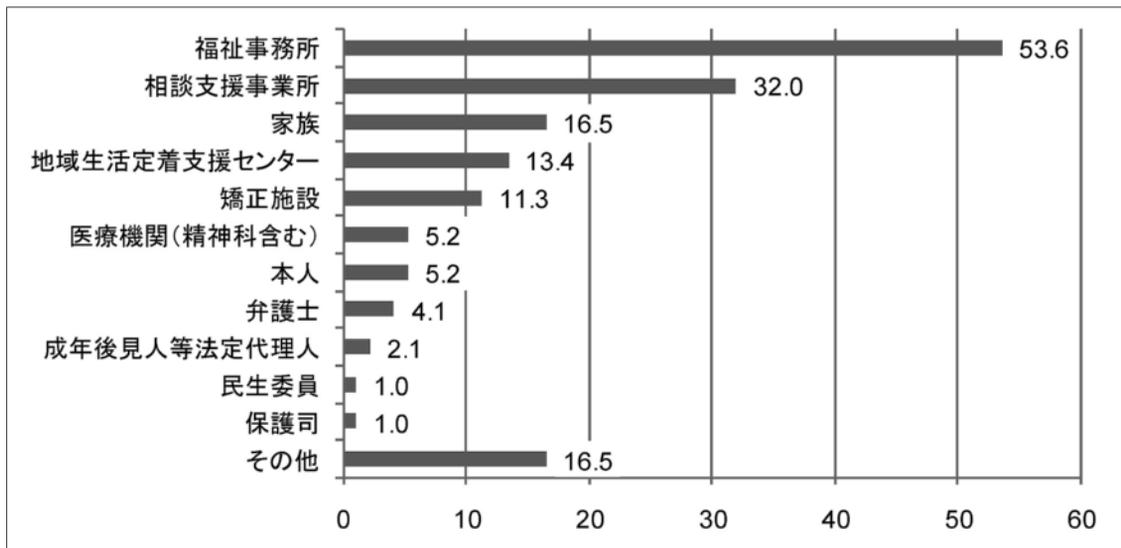
図表II-1 矯正施設を退所した人の施設利用相談の経験(単位:%) (N=778)

また、相談を受けたことがある、と回答した人に対して、平成21年度中の相談状況についてたずねました。その結果、0件が52.5%で最も多く、以下1件が32.8%、2件が9.8%、3件が1.5%と続いた(図表II-2)。また平成21年度中の矯正施設から退所した人の施設利用に関する相談は、今回の回答者においては延べ167件の相談があったことが分かりました。



図表II-2 平成21年度の施設利用相談状況(単位:%) (N=98)

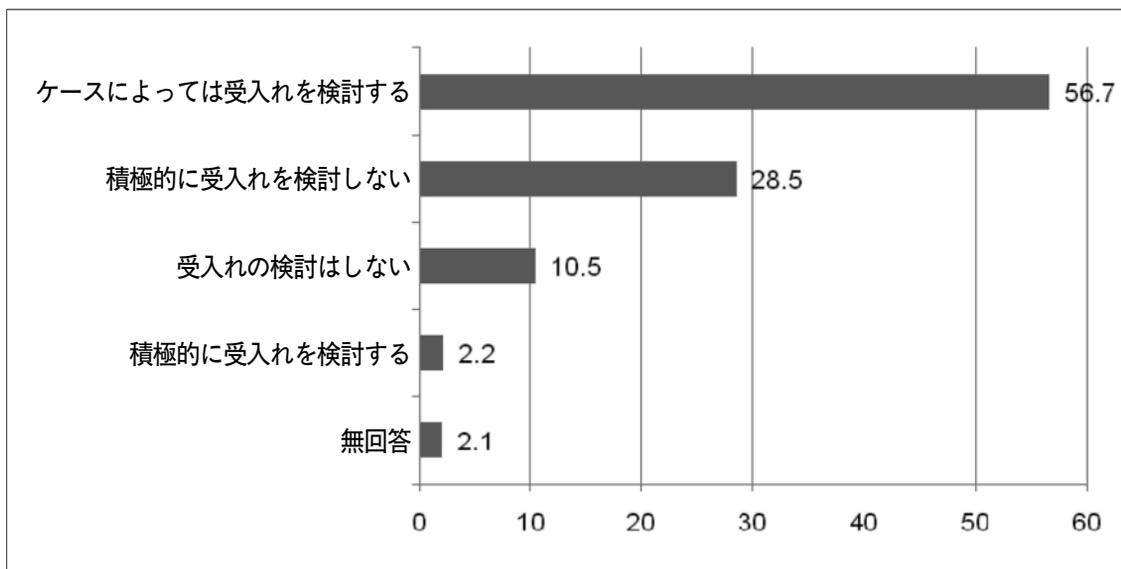
さらに、平成21年度に施設利用の相談が1人以上あった人97人に対して、どこから相談を受けたかを複数回答でたずねました。その結果、「福祉事務所」が53.6%と最も多く、以下「相談支援事業所」32.0%、「家族」16.5%、「地域生活定着支援センター」13.4%、「矯正施設」11.3%、と続く結果でした(図表II-3)。



図表 II-3 施設利用相談の相手 (単位: %) (複数回答 N=97)

(2) 今後の矯正施設退所者の施設利用の相談への対応について (問6、問7)

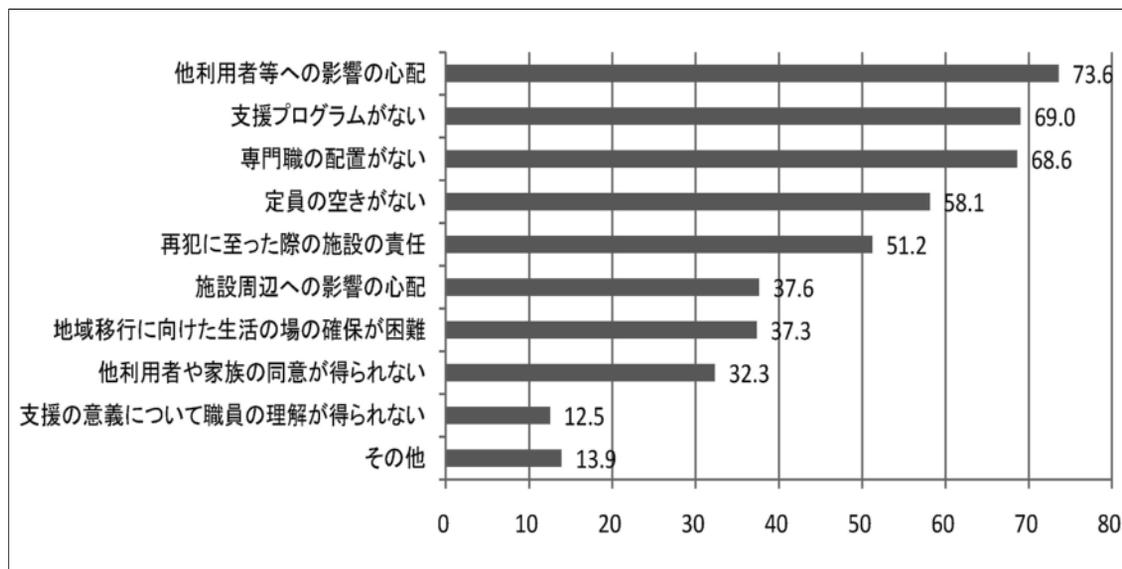
今後、矯正施設退所者の施設利用の相談があった場合にどのように対応するかをたずねたところ、「ケースによっては受入れを検討する」が56.7%と最も高い結果となりました。次いで「積極的に受入れを検討しない」が28.5%、「受入れの検討はしない」が10.5%でした。なお「積極的に受入れを検討する」と回答したのは2.2%にとどまりました(図表II-4)。ただし、「積極的に受入れをする」と「ケースによっては受入れを検討する」と回答した人の合計は58.9%で、概ね6割の人が受入れについて検討する旨の回答をしていることも明らかになりました。



図表 II-4 相談を受けた場合どのように対処するか (単位: %) (N=778)

一方、「積極的に受入れを検討しない」、「受入れの検討はしない」と検討しない主旨の回答をした人のみに対して、その理由を複数回答にてたずねたところ、最も選択頻度が高かったのが「他利用者への影響の心配」が73.6%でした。続いて「支援プログラムがない」

と職員の専門性を懸念する声が69.0%、「専門職の配置がない」と専門性・人員・費用についての心配が68.6%、また「定員の空きがない」が58.1%、「再犯に至った際の施設（法人）の責任」が51.2%と半数以上の人を選択していました（図表Ⅱ－5）。なお、この設問には自由回答記述欄を設けましたが、31件の回答を得られたので類型化した結果、「他利用者とのレベルが合わない」という回答が多かったのが特徴的でした（図表Ⅱ－6）。



図表Ⅱ－5 受入れの検討を積極的にはしない理由（単位：％）（複数回答 N=303）

※この設問は「積極的に受入れを検討しない」「受入れを検討しない」と回答した人のみにたずねたものであったが、受入れの検討をする旨の回答、及び無回答者からも回答を得られた。しかしここでは条件にあてはまる人303人の回答のみを集計した。

図表Ⅱ－6 矯正施設入退所者が施設へ入所が困難と考える理由（自由回答）

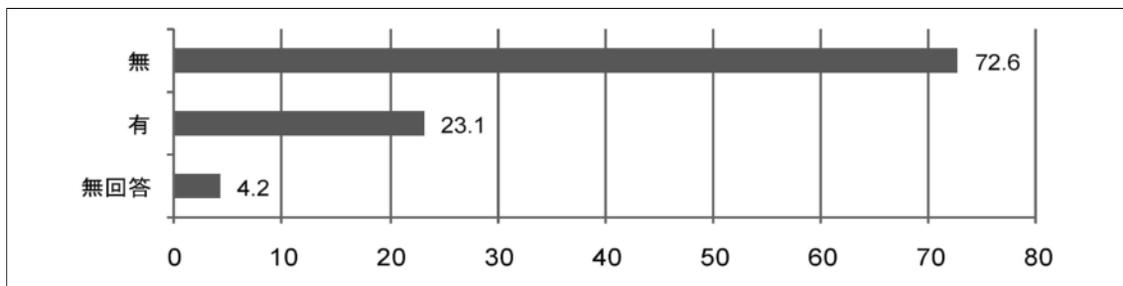
- 現在入所している利用者とのレベルがあっていない（16）
- 定員の空きがない／新規入所者の受付を行っていない（9）
- 現制度や体制では困難（2）
- 施設で受けた後、全て施設任せとなり抱え込むこととなる（1）
- 地域への影響を考えると環境的に受入れが困難（1）
- 矯正施設入退所の問題は法務省管轄で管轄違いと考えられる（1）

III 矯正施設退所者の受入れ実態

(問8、問9、問10)

ここでは平成21年の状況を中心として矯正施設対処者の受入れの実態についてたずねました。具体的には、「矯正施設対処者受入れ経験」、「平成21年度の受入れの有無」、「平成21年度受入れた人数」および「平成21年度に受入れた人の罪名」についてです。

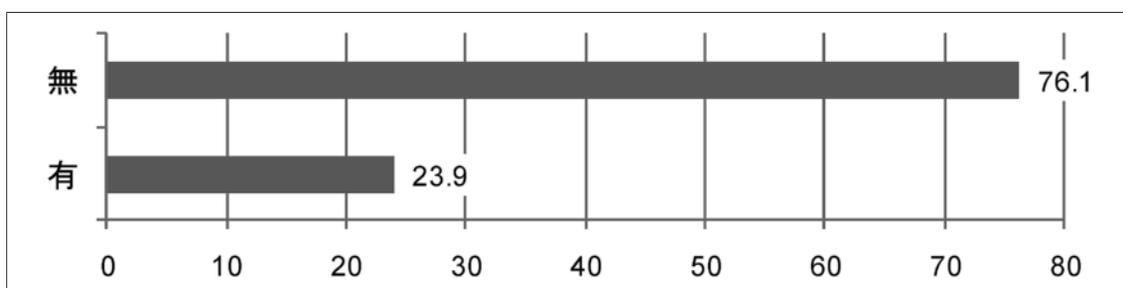
矯正施設退所者の受入れ経験については、23.1%の施設が「有る」、72.6%の施設が「無い」と回答しました(図表III-1)。



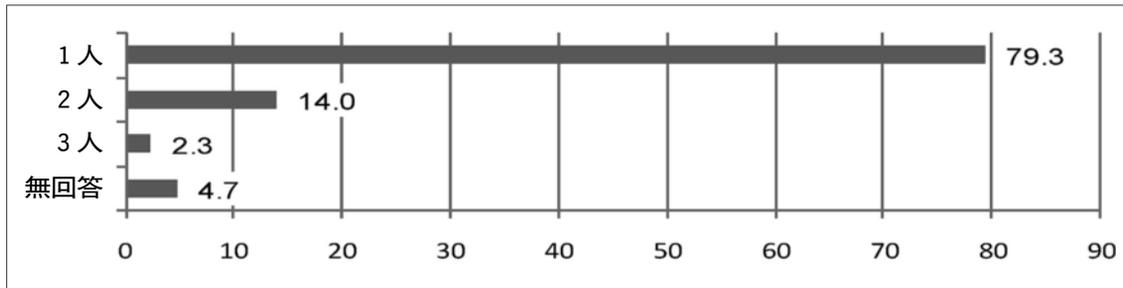
図表III-1 矯正施設退所者の受入れ経験(単位:%) (N=778)

受入れ経験が「有る」と回答した180施設に対して、平成21年度の受入れについてたずねたところ、23.9%が受入れた経験が「有る」、76.1%が「無い」と回答しました(図表III-2)。また「有る」と回答した23.9%の施設に対して平成21年度の受入れの人数を訪ねたところ、「1人」が79.1%で最も多く、「2人」14.0%、「3人」2.3%と続きました。(図表III-3)

受入れた人の罪名は多い順に、「窃盗」60.5%、「強制わいせつ」14.0%、「詐欺」14.0%、「放火」7.0%、「強姦」7.0%、「傷害・暴行」2.3%、「住居侵入」2.3%、でした。窃盗が他の犯罪と比較すると大変高い状況がうかがえます(図表III-4)。

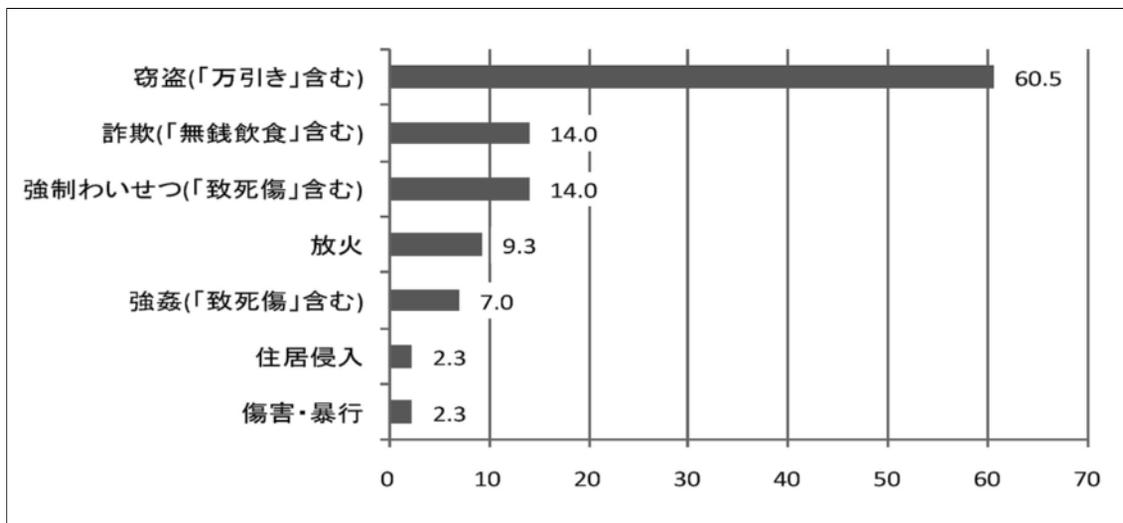


図表III-2 平成21年度の受入れについて(単位:%) (N=180)



図表Ⅲ－3 平成21年度矯正施設退所者受入れ人数（単位：％）（N=43）

※問9で無回答の人2名から記入があったため、集計に含めた。



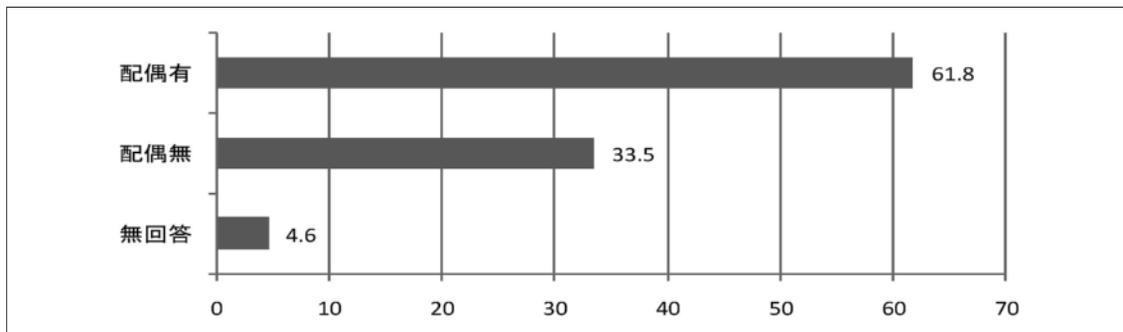
図表Ⅲ－4 受入れた人の主罪名（単位：％）（複数回答 N=43）

※なお図表の罪名以外にも以下の選択肢を設けていたが、いずれも0件であったので表からは除外した。「薬物事犯（覚醒剤取締法等）」、「強盗（致死傷含む）」、「恐喝」、「横領・背任」、「器物損壊・建造物破壊」、「その他」。

Ⅳ 矯正施設を退所した人を受入れた場合の施設での処遇

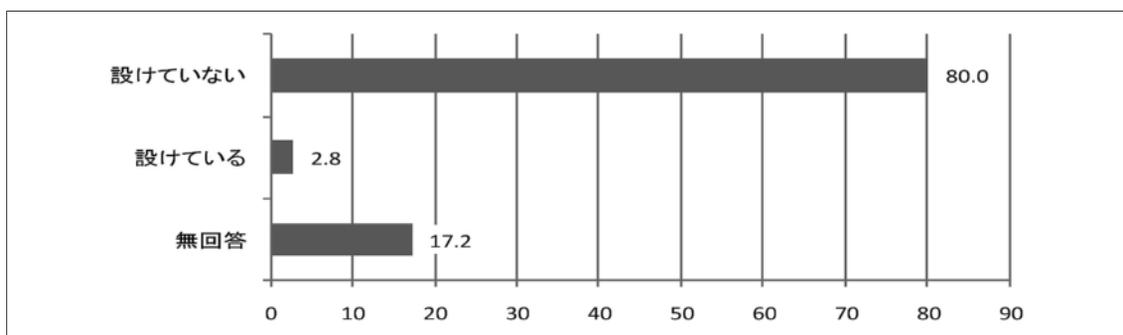
(問11、問12、問13、問14)

受入れた矯正施設退所者に対して、どのような関わりをしているかをたずねました。その結果、矯正施設退所者を受入れする際に、他の利用者と違った配慮が「有る」と回答したのは61.8%、「無い」と回答したのは33.5%で、多くの施設が何かしら特別な配慮をしていることが分かりました(図表Ⅳ-1)。



図表Ⅳ-1 矯正施設退所者を受入れた際の特別配慮(単位:%) (N=180)

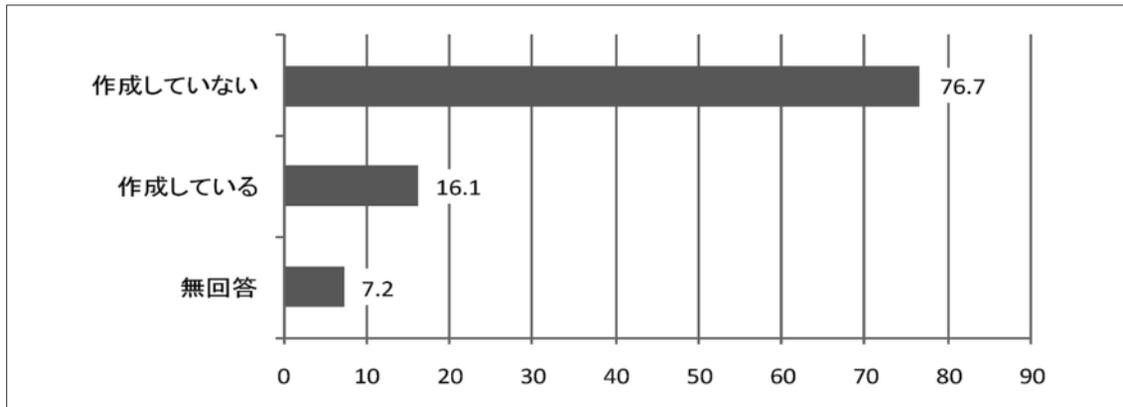
一方、矯正施設退所者を受入れる場合に入所期限を設けるか否かについては80.0%が期限を「設けていない」と回答し、期限を「設けている」と回答したのは2.2%にとどまりました(図表Ⅳ-2)。



図表Ⅳ-2 矯正施設退所者を受入れた際に期限を設けているか(単位:%) (N=180)

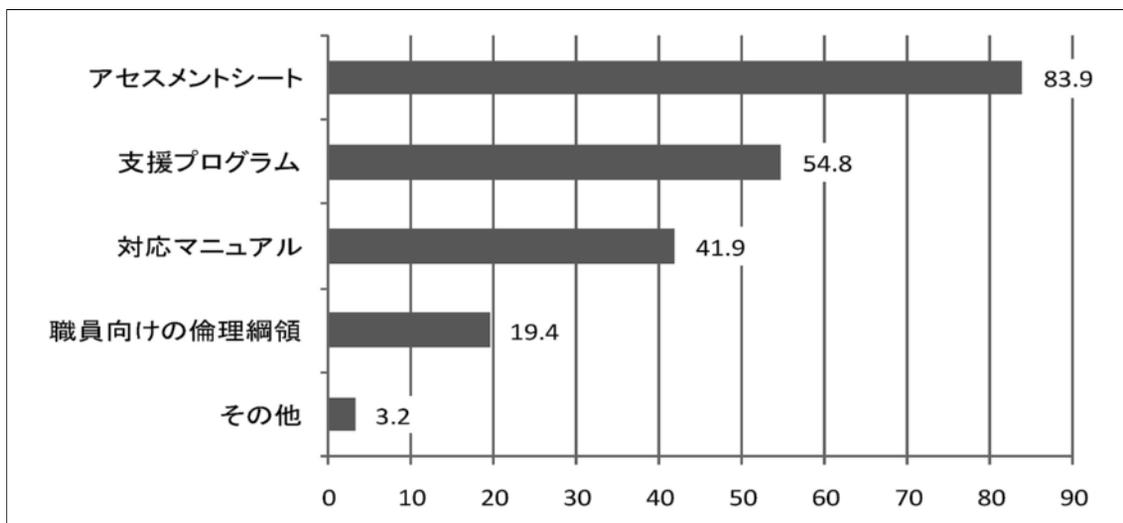
受入れにあたって、あるいは受入れしてからの支援について、支援に関するツール等を施設独自で作成しているか、についてもたずねました。その結果、「作成している」のは16.1%、「作成していない」は76.7%、と作成していない施設が大半でした(図表Ⅳ-3)。

ちなみに作成されている支援ツール等は、「アセスメントシート」が最も多く、「支援プログラム」、「対応マニュアル」、「職員向けの倫理綱領」の順となりました(図表Ⅳ-4)。また受入れをした際の支援体制について自由記述で回答してもらった結果55件の回答を得られましたので、概要を図表Ⅳ-5にまとめました。



図表Ⅳ-3 支援ツール等は作成しているか (単位: %) (N=180)

※「受入経験なし」で「支援ツール等作成している」と2件から回答があったが、ここでは集計に含めていない。



図表Ⅳ-4 作成している支援ツール等 (単位: %) (複数回答 N=29)

図表Ⅳ-5 矯正施設を退所した知的障害者を受入れた際の支援体制 (自由記述)

- 個別の支援プログラム (20)
 - 個別支援プログラムの作成 (10)
 - 密な関わり (2)
 - 休日の過ごし方への配慮 (2)
 - SST・TEACCHの実施 (2)
 - 心理士の活用 (2)
 - 家族との交流 (1)
 - 家族からの保護 (1)
- 他機関、他職種との連携 (13)
 - 保護司や保護観察所や市町村・支援センターと連携しケア会議を行い支援を行った。 (4)
 - 関係機関のネットワークの構築 (8)

- 家族、保護者との密接な関係作り（1）
- 居室／住まいへ配慮（11）
 - 個室の提供（3）
 - 特に職員が目届くよう部屋の場所等の調整（3）
 - 居室の配置（3）
 - 生活の場を職員住宅とした（1）
 - 他害行為が激しいため洗面所やトイレは本人のみ浴室（脱衣所）に設置して使用してもらった。
- 個別面談の機会（9）
- 職員配置（7）
 - 夜の対応は法人本部・法人相談支援事業所職員
 - 支援担当の職員を専門性の高い職員に固定した（5）
 - マンツーマンの作業支援、マンツーマンの活動
- 精神科受診支援（6）
- 見守り強化（6）
- 就労支援（5）
- 地域移行支援（4）
- 所持品管理（3）
- 情報管理（3）
- 職員の理念統一（2）
- 職員研修の機会（2）
- 誓約書作成と本人同意（2）
- 施設支援の限界を指摘（1）
- 制度、関係者の理解が薄い（1）

V 矯正施設退所者を受入れする困難と職員に求められる条件

(問15、問16)

ここでは、矯正施設退所者を施設に受入れた経験が有る施設にはどのような困難があったか、また受入れた経験が無い施設に対しては、受入れた際に予想される困難についてたずねました。また、「矯正施設を退所した知的障害者が知的障害者施設を利用する場合、職員に必要と考えられる条件等（環境、制度等）」について、自由記述で問いました。

まず受入れの経験が有る施設の結果からみていくと、選択頻度が最も高かったのは「職員の負担（精神的・体力的）」63.9%でした。続いて「施設利用中の再犯の危険性がある」が61.7%、「入所施設利用後の移行先が見いだせない」が56.1%、「他利用者等へ危害の危険性がある（人権侵害含）」が55.0%、「無断外出・無断外泊がある」50.0%でした。

一方、矯正施設退所者の受入れ経験がない施設が受入れた際に予測する困難として、選択頻度が最も高かったのは「再犯防止の方法・ノウハウがない」（66.5%）でした。以下、「他利用者等へ危害の危険がある（人権侵害含）」が65.5%、「施設利用中の再犯の危険性」が63.4%、「職員の負担（精神的・体力的）」58.6%、「支援量を考えると現行制度では職員が不足」50.1%と続く結果となりました。

ここで、受入れ経験がある施設と経験が無い施設の選択頻度の順位を比較したところ、違いがみられたため、検定にかけた結果、8項目に有意差が認められました。図表V-1の太字が、より「はい」と回答する傾向があることを示しています。

結果をみてみると、受入れ経験がない施設よりある施設のほうがより困難と感じる傾向が強かったのは3点、すなわち「必要な支援量からすると障害程度区分が低い」、「入所施設利用後の移行先が見いだせない」、「無断外出・無断外泊がある」でした。一方受入れ経験がある施設より無い施設の方がより困難と感じる傾向が強かった項目は、「支援量を考えると現行制度では職員が不足」、「他利用者等へ危害の危険がある（人権侵害含）」、「職員が支援の必要性の理解を示さない」、「再犯防止の方法・ノウハウがない」の4点でした。

なお、この設問についての自由回答記述は、137件の回答があったので概要を図表V-2にまとめました。

また、矯正施設を退所した知的障害者が知的障害者施設を利用する場合、職員に必要と考えられる条件等（環境、制度等）に対しても自由記述で訪ねた結果、250件の回答があったので分類し、図表V-3にまとめました。

図表 V-1 矯正施設退所者を受入れた際の困難

(単位：%)

	順位	受入経験 有り (N=180)	順位	受入経験 なし (N=565)	カイ二乗 検定
必要な支援量からすると障害程度区分が低い	5	51.7	8	36.6	**
支援量を考えると現行制度では職員が不足	7	41.1	5	50.1	*
職員の負担（精神的・体力的）	1	63.9	4	58.6	
他利用者等へ危害の危険がある（人権侵害含）	4	55.0	2	65.5	*
施設利用中の再犯の危険性	2	61.7	3	63.4	
入所施設利用後の移行先が見いだせない	3	56.1	6	46.2	*
職員が支援の必要性の理解を示さない	12	2.8	12	6.9	**
個人情報をごどのように取り扱うべきかが不明	10	13.3	11	15.9	
再犯防止の方法・ノウハウがない	8	40.6	1	66.5	**
無断外出・無断外泊がある	6	50.0	7	39.1	*
他利用者や家族（保護者会等）の同意が得られない	11	10.6	10	28.7	**
矯正施設内での処遇に関する情報がない	9	40.6	9	34.9	
その他	—	21.1	—	15.4	

** 1%水準で、*は5%水準で有意である。太字はより「はい」と回答する傾向が強いことを示す。

図表 V-2 受入れ後の支援において感じた困難について（自由記述）

<p>●提供サービス/入所者レベルと合っていない (37)</p> <p>→生活介護系の利用者が多くレベルが違い過ぎることから当施設での支援に馴染まない。(36)</p> <p>→強制わいせつケース、薬物ケース、放火ケース、殺人ケースは知的施設では困難と考えられる。</p> <p>●施設任せになる (15)</p> <p>→責任の所在が施設に全面的にかかるため。(11)</p> <p>→施設単体の受入れだけで考えると困難。地域支援（センター）や行政との連携があれば考える。(1)</p> <p>→再犯防止で警察の協力が得られない。(1)</p> <p>→利用中に事故が発生した場合の事業所としての社会的評価。(1)</p> <p>●情報不足 (12)</p> <p>→本人情報が限定されている。とりわけ直近の矯正施設での生活や対応がわからない。(11)</p> <p>→入所してから家族や本人から伝えられたという情報。</p> <p>●ケースによっては受入れ可能 (10)</p> <p>→ケースバイケースで受入れできる人できない人がいると思います。(9)</p> <p>→地域生活定着支援センターが設立された場合には、生活訓練枠で1名受入れる予定です。</p> <p>●現制度における課題 (10)</p> <p>→障害程度区分が低く給付費が少ない。(6)</p> <p>→単なる相談・助言に止まらず、更正保護施設等に一時的に保護するような仕組みの保</p>
--

- 障がほしい。
- 必要に応じて措置入所にし、できれば成年後見人をつける等の配慮が必要。
 - 本人への指導に対する、法律的な根拠が、どこからももらえない。
 - 再犯の問題（7）
 - 地域の理解不足（7）
 - 職員の専門性の未確立（7）
 - 家族関連（関わり拒否、協力が得られない）（6）
 - 他の利用者への影響（6）
 - 本人の問題（5）
 - 本人の意志に反しての入所であり、それを解決できない為、生活の場として適切ではないのか？
 - 障害受容の困難なケースの方が、施設入所支援や短期入所を納得して利用するだろうか。（2）
 - 触法者自身の自己認知が足りなく支援内容及び中長期の目標設定を十分に納得することが困難となっている。
 - 社会適応以前に日々の生活に於いて、押さえられていた問題が再発する可能性への不安の方が大きい。
 - 矯正施設を退所されたとはいえ、罪を犯した事を後悔しているわけでもない人に対しての支援の困難と再犯の不安。
 - 職員体制（5）
 - 特に夜間の場合職員体制が少ない為。（2）
 - 現在マンツーマンで支援する人が増え、マンパワーが不足。（3）
 - 移行先がない（5）
 - 家族が関わりを拒否（4）
 - 他の入所者と違う対応を（外出、金銭等）他家族に納得してもらうのに困難さがあつた。（2）
 - 受入れる際には、他利用者、家族への説明と同意を得るべきなのか。
 - 支援プログラム／ノウハウ（3）
 - 通常の生活介護プログラムには、矯正施設対象者の支援プログラムがない。（3）
 - 職員の安全／恐怖（3）
 - 定員の問題（2）
 - 環境設定／施設のハード面（3）
 - 費用の問題（2）
 - もっと着目されてよい問題（1）

図表Ⅴ－3 職員に必要と考えられる条件等（環境、制度等）（自由記述）

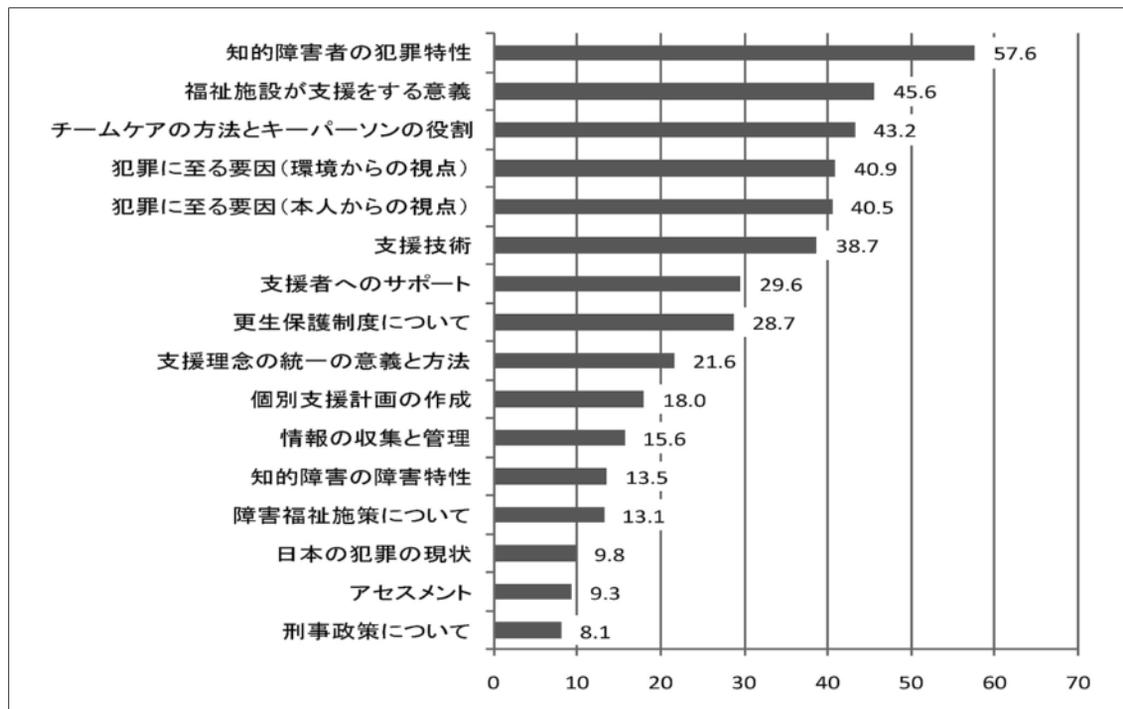
- 専門職員／専門員（20）
 - 職員がスーパーバイズを受けられる環境が必要である。（6）
 - 専門スタッフの配置。（7）
 - 心理スタッフの配置。（6）
 - 職員の専門性を高めること。（1）
- 研修／支援ツール（18）
 - 支援プログラム（専門的な）の作成。（6）
 - 触法対応ケースの研修。（11）
- 連携／ネットワーク（16）
 - 地域行政（警察・保護司・民生委員・町内会等を含め）との連携。（4）
 - 地域生活定着支援センター等とのネットワークの構築。（7）

- 医療機関との連携。(2)
- 法律機関との連携が必要である。免責や成年後見制度など。
- 退所先の支援(就労支援等)の充実が必要。
- 職員数増加(14)
 - 職員数を増やす必要が考えられる。(14)
- 制度(7)
 - 報酬単価が是非必要。(2)
 - 対象利用者を24時間フォローアップする制度の確立が必要。
 - 入所で終わりではなくスタートとなるので、地域生活を実現する組織や体制、制度が必要である。
 - 研修を修了した職員が支援にあたる等の制度の整備が必要と考えます。
 - 仮入所制度のようなものがあれば望ましい。
 - 矯正施設退所後の中間施設の設置。
- 環境設定/施設のハード面(7)
 - 受入れの意義を職員に周知し理解を求めることも必要と考える。(6)
 - 犯罪の種類によってはハード面の整備。(4)
 - 環境を整備して適切な支援があれば絶対に立ち直れると確信しています。
 - グループホームなど社会に近い施設。
 - 夜勤時に於ける職員の負担と不安の軽減(特に女性職員)。
- 支援意義の理解(6)
- 利用者理解(6)
- 移行/受入先(5)
- 幅広い関連知識(5)
 - これまでの福祉の範疇に留まらせない(法務、司法、矯正、保護等の知識)。
 - 司法等の専門知識。
 - 専門的な知識の習得。
 - 刑事政策、更生保護制度、障害福祉制度を理解する。
 - 障害を持つ方が安心して生活出来る環境認定能力が職員にも必要かと思います。
- 情報(5)
- 専門施設(4)
- 支援技術(4)
 - 個別的支援技法(認知行動療法→SSTなど)の学習。(4)
- 責任所在の明確化(4)
- 温かい心(3)
 - 昼夜と問わず、現場にかけつけ問題解決と一緒に努める熱い温かな心持ち主が条件と考える。
 - 担当職員の人間性、熱意のみ。
 - 時間を区切って働くような人柄ではなく、人生丸ごとがつぱりと組むような根性。
- 自治体からの支援(3)
- 地域住民理解(2)
- 障害(特性)理解(2)
- 支援体験(1)
- 国が方針を示すべき(1)
- 倫理観(1)

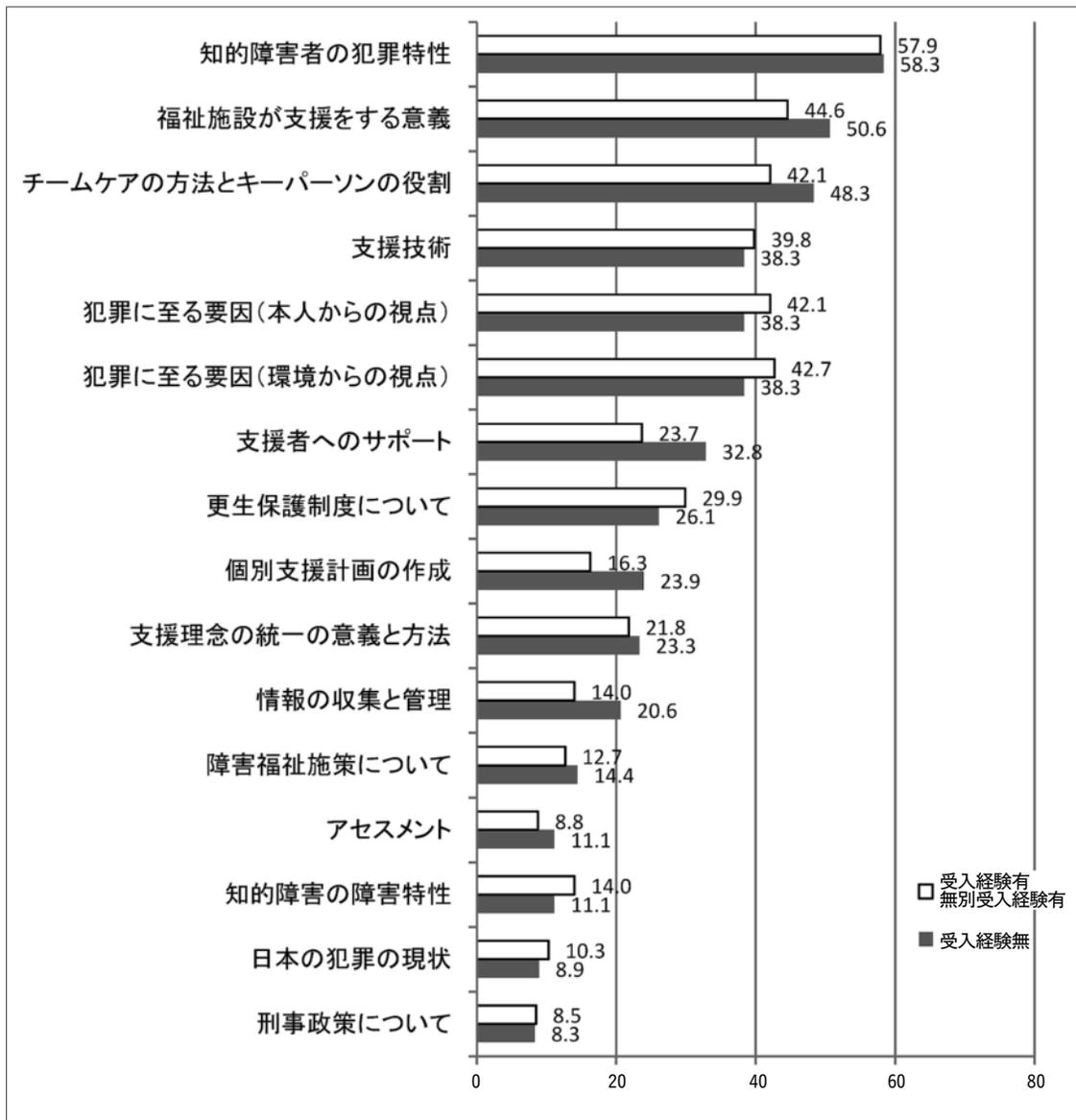
VI 矯正施設を退所した知的障害者への支援に関する研修について

矯正施設を退所した知的障害者への支援に関する研修についてたずねました。ここでは、当法人のこれまでの実践における蓄積、他団体が主催する先行研修のプログラム等から当法人が提案する16講義からなる研修プログラム案を作成し、受講したいとする講義を5つまで選択してもらいました。また、矯正施設を退所した知的障害者の支援における職員研修に含めることが必要と考える事項・内容について自由記述で回答してもらいました。

まず、16講義の選択状況であります。もっとも多く選択されたのは「知的障害者の犯罪特性」(57.6%)、以下「福祉施設が支援をする意義」(45.6%)、「チームケアの方法とキーパーソンの役割」(43.2%)、「犯罪に至る要因(環境からの視点)」(40.9%)、「犯罪に至る要因(本人からの視点)」(40.5%)でした(図表VI-1)。なお、矯正施設退所者受入れ経験別に見ましたが、特段差は見られませんでした(図表VI-2)。なお、得られた自由回答124件を類型化した結果図表VI-3のとおりとなりました。



図表VI-1 矯正施設退所の知的障害者支援研修プログラムとして特に必要と考えられる内容、もしくは受講してみたいと考える内容(全体) (複数回答 N=745)



図表 VI-2 矯正施設を退所した知的障害者支援研修プログラムとして特に必要と考えられる内容、もしくは受講してみたいと考える内容（受入経験別）
受入経験有、無別受入経験有（N=180） 受入経験無（N=565）

※受入れについて無回答の33件は集計から除いた。

図表 VI-3 矯正施設を退所した知的障害者の支援における職員研修に含めることが必要と考える事項・内容（自由記述）

- 支援技術の向上、専門的知識の取得（71）
- 支援することの理解（12）
- 司法制度（12）
- 刑務所での処遇（9）
- 触法障害者の犯罪傾向（8）
- 施設、支援者への負担の配慮（4）
- 地域移行（4）
- 支援に係る新制度の確立（3）
- マスメディアのあり方（1）

IV 試行的職員研修結果

試行的職員研修結果

障害福祉セミナー2011（国立のぞみの園主催）

実施報告

1. 平成22年度障害福祉セミナーの実施状況及び修了者等人数

当法人では平成20年度より矯正施設を退所した知的障害者の地域生活支援についての調査研究を実施しており、調査研究内容の普及・啓発のため、毎年、「障害福祉セミナー」を開催し、多くの法務・福祉関係者の参加が得られています。

平成22年度の調査研究において、矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活移行支援する職員のための研修プログラムを開発しました。そして、その内容をもとに試行的職員研修を「障害福祉セミナー2011」として開催し、研修内容について十分であるかを研修受講者に対してアンケートを実施し、その結果から研修の内容を再検討することとしました。

セミナーは以下の内容で実施しました。以下実施要項からの抜粋です。

* * * * *

国立のぞみの園福祉セミナー2011
～福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の
地域生活支援に向けて Part 3～

「開催主旨」

刑務所・保護観察所等は矯正・更生保護として退所後の社会復帰に向けて取り組んでいます。しかし、知的障害者等は福祉サービスにうまくつながることが出来ず、受けられないという状況の結果、地域での自立が図れず、再犯に至る例も多く見られます。

国は法務省と厚生労働省とが連携し、法務省は、地域での自立を推進するために刑務所や保護観察所、更生保護施設に担当者を配置し、厚生労働省は全国に地域生活定着支援センターを設置して退所後直ちに福祉サービスにつなげる事業を平成21年度からスタートしました。しかし、福祉サービスの提供先となる福祉施設やグループホーム・ケアホームでは、矯正施設を退所した障害者への支援の不安から受入れ支援がなかなか進まない状況にあります。

国立のぞみの園では、平成20年度からの新規事業として、刑務所等矯正施設から直接、有期限で受入れ、さらに地域生活への移行をめざしています。また、平成21年度施設での支援プログラムや地域への生活自立を支えるための支援プログラムの開発をしました。さらに平成22年度は、厚生労働省障害者総合福祉推進事業として施設で受入れての支援方法について指導的立場となる職員の研修内容の開発をめざして研究を進めております。そして、多くの福祉施設が支援の輪に参加できるよう、全国への情報の発信を進めています。

本セミナーは、平成22年度の研究検討委員会が実施した全国実態調査で希望が多かった項目を中心に構成されております。

「開催要項」

1. 研 修 会 国立のぞみの園福祉セミナー2011
2. 主 催 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
3. 日 時 平成23年2月23日(水)～24日(木)
4. 会 場 高崎シティギャラリリーコアホール
5. 募集人員 300人
6. 対 象 者 知的障害・発達障害の支援に関わる方、地方自治体等の知的障害福祉関係者、法務関係者、知的障害の福祉に関心のある方々
7. 参 加 費 無料
8. 日 程

〈第1日目〉 2月23日(水)

時間	プログラム	講 師 等
13:00～ 13:20	主催者挨拶	遠 藤 浩 (国立のぞみの園理事長)
13:30～ 15:30	シンポジウム 地域定着支援センター事業 が始まって2年、矯正・福 祉現場はどう変わったか。	シンポジスト 増田せつ子氏 (静岡刑務所 社会福祉士) 中川 英 男氏 (滋賀県地域生活定着支援センター所長) 原田 和 明氏 (一羊会相談センター所長) コーディネーター 脇 中 洋氏 (大谷大学文学部教育・心理学科社会学科教授)
15:30～ 15:40	～ 休憩 ～	
15:40～ 18:00	実践報告と課題の検討	シンポジスト 松 本 一 美氏 (和歌山県地域生活定着支援センター所長) 大藤恵美子氏 (福島県矢吹しらうめ通勤寮主任) 関 口 清 美氏 (とちぎ地域生活定着支援センターセンター長) 梶 田 徹 (国立のぞみの園生活支援部主任生活支援員) コーディネーター 小 林 隆 裕 (国立のぞみの園生活支援部寮長)
	情報交換会	高崎市役所21階レストラン ※希望者 (講師・参加者の懇親会)

〈第2日目〉 2月24日(木)

時間	プログラム	講 師 等
9:00～ 10:00	講義 I 知的障害と犯罪 (知的障害者が犯罪に至っ てしまう場合の特徴)	大 塚 俊 弘氏 (長崎県こども・女性・障害者支援センター所長)
10:10～ 11:10	講義 II 支援と体制 (支援理念の統一と環境)	水 藤 昌 彦氏 (国立のぞみの園参事、高槻地域生活総合支援センターぷれいす Be 施設長)

11:20～ 12:20	講義Ⅲ 支援の技術 (個別支援計画の作り方と 具体的支援技術)	脇田 康 雄氏 (大阪府立砂川厚生福祉センター自立支援2課つばさ施設長)
12:20～ 13:20	～ 休憩 ～ 講師への質問受付	
13:20～ 15:20	会場からの質問にお答えしま す	回答者 大塚 俊 弘氏 (長崎県こども・女性・障害者支援センター所長) 水 藤 昌 彦氏 (国立のぞみの園参事、高槻地域生活総合支援センター びれいす Be 施設長) 脇田 康 雄氏 (大阪府立砂川厚生福祉センター自立支援2課つばさ施設長) 司 会 小野 隆 一 (国立のぞみの園地域支援部長)
15:20～ 15:30	閉会の挨拶	篠原 誠 一 (国立のぞみの園理事)

* * * * *

2. アンケートの方法および回収率

アンケートは自記式アンケート方式で行いました。方法はセミナー当日の受付時に、受講者にセミナー資料とともにアンケートを配布し、セミナー終了後に回収箱を用意し回収しました。

アンケート項目は、大別して4問としました。内容は、「各講義について矯正施設を退所した知的障害者を支援するにあたり参考になったか」、「研修設定全般について」をそれぞれ5件法（前者は「参考になった」、「どちらかという参考になった」、「どちらともいえない」、「どちらかという参考にならなかった」、「参考にならなかった」。後者は「そう思う」、「どちらかというと思う」、「どちらとも言えない」、「どちらかというと思わない」、「そう思わない」）で尋ねました。

また自由回答技術方式で2問、「今回のセミナーに加えてどのような講義や演習が必要だと考えますか」、「ご意見・ご要望等ございましたらご自由にお書きください」、としました（アンケート様式については「参考資料」を参照）。

なお、回収率は44.9%でした（回収数92票／一般参加者205人）。

3. 各講義のねらい

ここでは「シンポジウム」、「実践報告」、「講義Ⅰ～Ⅲ」と「質疑応答」（以下まとめて「講義」とします。）のそれぞれのねらいを以下に確認します。

①「地域定着支援センター事業が始まって2年、矯正・福祉現場はどう変わったか（シンポジウム）」(60分)

本講義のねらいは、矯正施設、地域定着支援センター、福祉実践現場における支援者、の立場にある3者が、知的障害者の地域生活の自立のために福祉の現場が果たすべきと考える役割について討議し、もって福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等を取り巻く環境の全体像を把握し理解を促すことです。

各シンポジストには、それぞれの立場から以下の内容をセミナー受講者に伝わるように事前に調整しました。

刑務所勤務の社会福祉士

- ・矯正施設に社会福祉士が配置されたことで、福祉サービスを必要と思われる受刑者の選り出しがどのように改善されたか。
- ・刑務所から福祉サービスへの橋渡しとしての課題。
- ・福祉サービス側への要望。

地域生活定着支援センター所長

- ・地域生活定着支援センターが受入れ側の福祉施設等への架け橋としての役割を担う中で見えてきた課題。
- ・地域で生活するための支援体制について

地域生活支援センター社会福祉士

- ・福祉関係者が刑務所・保護観察所・更生保護施設に配置されたこと、地域生活定着支援センターが設置されたことによる変化。
- ・地域支援という立場で福祉現場に求められていると感じている役割。

②「実践報告と課題の検討」(140分)

この講義のねらいは、実際に福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の支援に携わっている実践者から、支援の実際および課題を報告し、支援の実際の理解の促進を図ることでした。なお、各シンポジストにはそれぞれの立場から以下の内容をセミナー受講者に伝わるように事前に調整しました。

地域生活定着支援センター所長（和歌山県）

- ・受入れ側となる福祉施設とどのように連携を取っているか。
- ・矯正施設退所者を支援していくということへの理解（情報の開示・本人の意思の尊重）

地域生活定着支援センター所長（栃木県）

- ・矯正施設退所後の地域での支援チーム作りについて
- ・施設も社会資源の一つとして、地域で生活する人への支援に参加していくことの重要性

受入れ施設（しらうめ通勤寮）

- ・本人に社会で働くことの意義・勇気・自信づけをどう行っているか
- ・ピアカウンセリング形式で行うミーティングの方法

受入れ施設（国立のぞみの園）

- ・初めて施設で受入れたことでの戸惑い
- ・重度の施設で中軽度者の受入れ課題と対応
- ・施設の役割としてみえてきたもの

③「知的障害と犯罪—知的障害者が犯罪に至ってしまう場合の特徴—(講義Ⅰ)」(60分)

この講義のねらいは、医療の観点から、知的障害について脳の機能から理解すること、また、犯罪に至ってしまう場合の特徴の2点の理解の促進でした。

④「支援と体制—支援理念の統一と環境—(講義Ⅱ)」(60分)

この講義は以下の3点、罪を犯した人を支援することに対する職員の支援理念の統一の必要性について、支援方法(チームケア)の統一の必要性について、個人情報の開示について、の理解の促進を図るために行われました。

⑤「支援の技術—個別支援計画の作り方と具体的支援技術—(講義Ⅲ)」(60分)

この講義は個別支援計画の作り方と具体的支援技術の理解をねらいとして設定し、より具体的な内容として、アセスメント(入所時・入所後観察)の重要性、犯罪に至った要因としての生活環境の整備の支援について、犯罪に至った要因としての認知のゆがみなど本人の課題に対する支援について、の3点の理解の促進を図ることを目指しました。

⑥「会場からの質問にお答えします(質疑応答)」(60分)

③、④、⑤の講義に対する質問を会場から募り、その質問に対して同講義の講師3氏より回答をすることにより、3講義に対する理解を深めることをねらいとして設定しました。このセッションは、本来は個別支援計画の具体的作成に関わる演習を行う部分です。

4. セミナー受講者評価(アンケート結果)

1) 各講義の評価について

各講義の内容について、「矯正施設を退所した知的障害者を支援するにあたり参考になりましたか」を受講者に尋ねました。セミナーの最後に行った質疑応答形式の「会場からの質問にお答えします」も含めた計6つの講義は、「参考になった」、「どちらかという参考になった」を合わせた結果の平均は、およそ90%と高い評価を得ることができました(図表4-1)。各講義の評価についての詳細を以下で確認します。

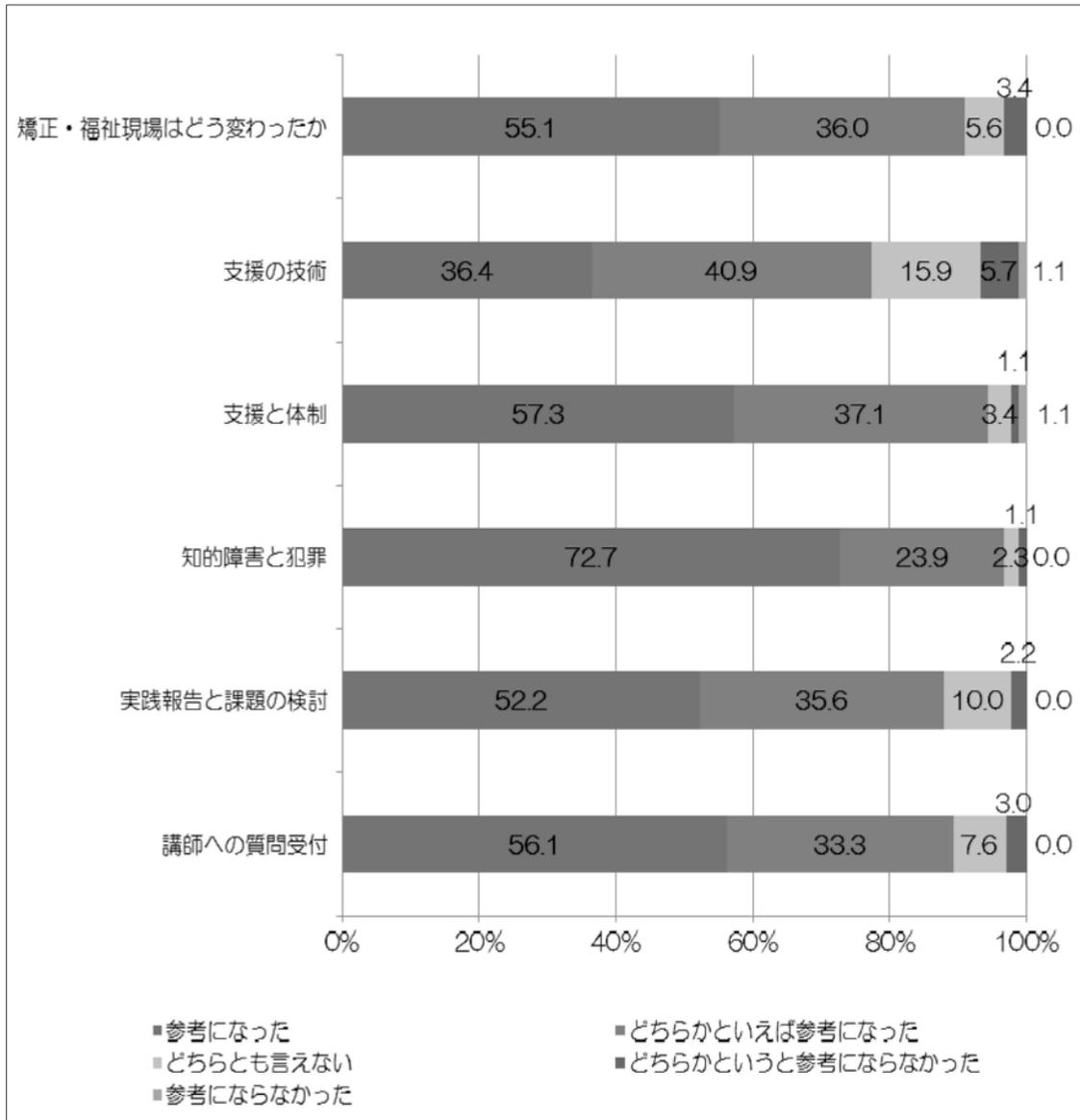
①「地域定着支援センター事業が始まって2年、矯正・福祉現場はどう変わったか」

「参考になった」が55.1%、「どちらかという参考になった」が36.0%、「どちらでもない」が5.6%、「どちらかという参考にならなかった」が3.4%、「参考にならなかった」が0%という結果でした。

「参考になった」、「どちらかという参考になった」の合計が91.1%で参考になったと考える人の割合が高かったといえます。

②「実践報告と課題の検討」

「参考になった」が52.2%、「どちらかという参考になった」が35.6%、「どちらでもない」が10.0%、「どちらかという参考にならなかった」が2.2%、「参考にならなかった」が0%という結果でした。



図表 4-1 各講義の評価について

なお、「参考になった」、「どちらかというと参考になった」と回答した人の割合の合計は87.8%でした。

③ 「知的障害と犯罪」

「参考になった」が72.7%、「どちらかというと参考になった」が23.9%、「どちらでもない」が2.3%、「どちらかというと参考にならなかった」が1.1%、「参考にならなかった」が0%という結果でした。

「参考になった」、「どちらかというと参考になった」と回答した人の割合の合計は、96.6%とすべての講義の中で最も高い結果となりました。

④ 「支援と体制」

「参考になった」が57.3%、「どちらかというと参考になった」が37.1%、「どちらでもない」が3.4%、「どちらかというと参考にならなかった」が1.1%、「参考にならなかった」

が1.1%という結果でした。

「参考になった」、「どちらかという参考になった」と回答した人の割合の合計は、94.4%と高い割合となりました。

⑤「支援の技術」

「参考になった」が36.4%、「どちらかという参考になった」が40.9%、「どちらでもない」が15.9%、「どちらかという参考にならなかった」が5.7%、「参考にならなかった」が1.1%という結果でした。

「参考になった」、「どちらかという参考になった」と回答した人の割合の合計は、77.3%でした。

⑥「会場からの質問にお答えします」

「参考になった」が56.1%、「どちらかという参考になった」が33.3%、「どちらでもない」が7.6%、「どちらかという参考にならなかった」が3.0%、「参考にならなかった」が0%という結果でした。

「参考になった」、「どちらかという参考になった」と回答した人の割合の合計は、89.4%と約9割の受講者が参考になった旨の回答をしました。

2) セミナーの設定について

セミナーの設定について以下の8項目について尋ねました。①研修の全体の量、②研修のテーマと内容があっていたか、③設定された講義は適切であったか、④時間配分が適切であったか、⑤期待していた内容であったか、⑥講義の進行の速度は適切であったか、⑦資料の量は適切であったか、⑧担当講師の説明はわかりやすかったか。全体の結果は、肯定的な意見の割合が高かったといえます(図表4-2参照)。以下で各項目の詳細を確認します。

①「研修全体の量は適切であった」

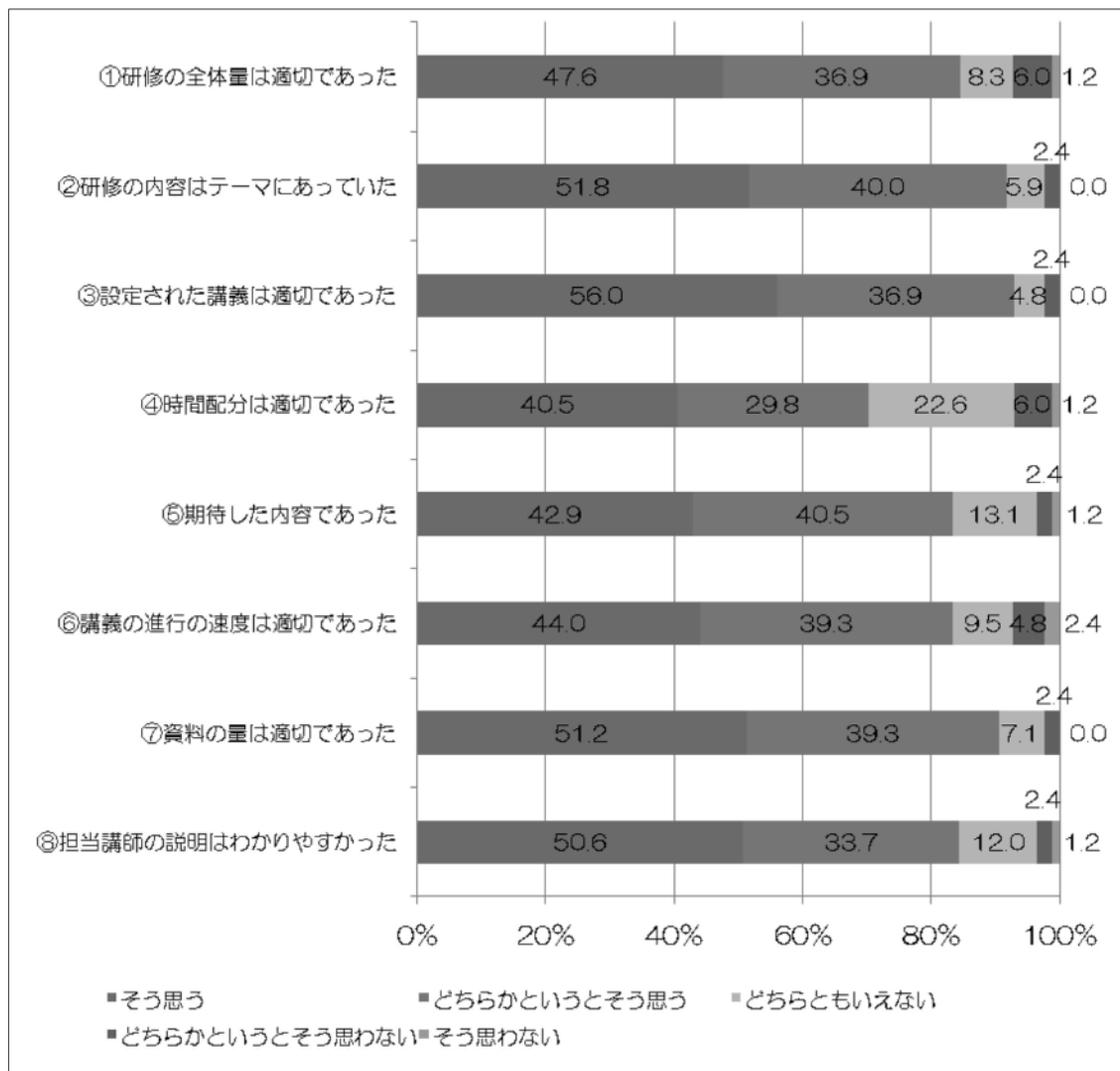
今回のセミナーにおける研修量について尋ねました。結果は「そう思う」が47.6%、「どちらかというと思う」36.9%、「どちらともいえない」8.3%、「どちらかというと思うわない」6.0%、「そう思わない」1.2%でした。

「そう思う」、「どちらかというと思う」の肯定的な回答が84.5%であったことから研修量は概ね適切であったといえます。

②「研修のテーマと内容があっていた」

研修テーマと研修の内容があっていたかを尋ねたところ、「そう思う」が51.8%、「どちらかというと思う」40.0%、「どちらともいえない」5.9%、「どちらかというと思うわない」2.4%、「そう思わない」0%、との結果になりました。

「そう思う」、「どちらかというと思う」の割合の合計が91.8%であったことから、今回の研修のテーマと内容は合致していたと考えられます。



図表 4-2 セミナーの設定についての評価

③「設定された講義は適切であった」

設定された講義が適切であったかを尋ねたところ、「そう思う」が56.0%、「どちらかというと思う」36.9%、「どちらともいえない」4.8%、「どちらかというと思わない」2.4%、「そう思わない」0%、との結果になりました。

「そう思う」、「どちらかというと思う」と肯定的な回答をしたのは92.9%と高い割合となりました。

④「時間配分が適切であった」

時間の配分が適切であったか否かを尋ねました。その結果「そう思う」が40.5%、「どちらかというと思う」29.8%、「どちらともいえない」22.6%、「どちらかというと思わない」6.0%、「そう思わない」1.2%、となりました。

「そう思う」、「どちらかというと思う」と回答した人の割合の合計は70.3%でした。「どちらともいえない」と回答した人が22.6%いたことから、時間配分について検討の余地があるとも考えられます。

⑥「期待していた内容であった」

期待していた内容であったかについて尋ねたところ、結果は「そう思う」が42.9%、「どちらかというと思う」40.5%、「どちらともいえない」13.1%、「どちらかというと思わない」2.4%、「そう思わない」1.2%、となりました。

「そう思う」、「どちらかというと思う」の割合の合計をみると83.4%でした。

⑥「講義の進行の速度は適切であった」

講義の進行速度について適切であったかを尋ねたところ、結果は「そう思う」が44.0%、「どちらかというと思う」39.3%、「どちらともいえない」7.1%、「どちらかというと思わない」2.4%、「そう思わない」0%と「そう思う」、「どちらかというと思う」の肯定的な群が83.3%と高い割合を示しました。

⑦「資料の量は適切であった」

資料の量は適切であったかを尋ねました。その結果「そう思う」が51.2%、「どちらかというと思う」39.3%、「どちらともいえない」7.1%、「どちらかというと思わない」2.4%「そう思わない」0%、でした。

「そう思う」、「どちらかというと思う」の割合を合計すると、90.5%と多くの人が資料量は適切であると感じたことがわかりました。

⑧「担当講師の説明はわかりやすかった」

担当講師の説明についてわかりやすかったかを尋ねたところ、結果は「そう思う」が50.6%、「どちらかというと思う」33.7%、「どちらともいえない」12.0%、「どちらかというと思わない」2.4%、「そう思わない」1.2%となりました。

「そう思う」、「どちらかというと思う」の割合の合計は84.3%で、講師の説明がわかりやすかったと思っていた人の割合は8割以上と非常に高い評価を得ることができました。

3) 自由回答記述

自由回答記述で2問尋ねました。内容は、①「今回のセミナーで取り扱ったものに加えてどのような講義や演習が必要だと考えるか」、②「ご意見・ご要望等ございましたらご自由にお書きください」です。以下でそれぞれの記述内容についてみていきます。

①「今回のセミナーで取り扱ったものに加えてどのような講義や演習が必要だと考えるか」

この設問については、44件の回答がありました。それらを類型化した結果、8項目に分類することができました。以下にその分類と代表的な意見を記載します。

「連携について」

- ・基本的なことがあまりよく分かっていなかったので、入所中から出所後、地域までの一連の流れと、その流れのどこにどのように福祉が関わっているか、具体的に説明してか

ら、各自の取り組み等の説明に入って欲しかったです。

- ・ 合同支援会議について、実情が分かるようなものがあれば良いと思いました。
- ・ 援護他の決定、所得補償、受け入れ先確保等が課題となってくるので、行政も含めたハード面の研修が必要だと考える。
- ・ 矯正施設から福祉につなぐ際必要な情報、欲しい情報を細かく具体的に知りたい。
- ・ 「連携」の部分について具体的に成功例、失敗例を聞きたいです。刑務所 CSW が孤立無援状態の中で、どうしているか聞きたいです。
- ・ 矯正施設→福祉施設の連携のあり方やそれに必要な法制度などについての検討。
- ・ 障がい者の方が社会生活を営む場合、様々な法的トラブルに巻き込まれています。私も生活保護の申請同行、補助、成年後見の申し立て、債務の整理をしました。弁護士の利用・連携の仕方（双方向で）があれば良いと思いました。
- ・ 司法と福祉の連携例なども聞きたかった。
- ・ 引き継いでいくことの必要性や困難。1つのケースについて刑務所内から社会内処遇まで関わった施設が集まって、順に講義してもらえたらすごく勉強になると思いました。
- ・ 不起訴になった障害者支援。今後起訴されてもおかしくない方への支援や定着支援センターとの連携など、今、在宅、地域社会にて生活しているボーダーラインに入っている方の支援。

「事例検討」

- ・ 知識を蓄えるという点で参考になりましたが、事例報告のような参加者が共感できるような内容があっても良いかなと思います。
- ・ 具体的事例検討
- ・ 実際に知的障害者と接している場面の映像など。
- ・ 定着支援センターがまだできて間もないので、共通した設定を用いて、各センターの支援方法を聞いてみたい。
- ・ 具体的な事例に基づくグループワーク。ケアマネジメント（失敗例、成功例）。
- ・ 個人情報がからんでくるので、難しいとは思いますが、ケースの紹介がもつとあると良かったと思います。
- ・ 様々なケースはあるものの、ベースになりそうな支援体制作りをした実際の事例をいくつか具体的にききたい。
- ・ 支援の成功事例に関する講義を追加して頂くとより参考になると思います。
- ・ 具体的な困難ケースについて発表する時間があると良かったと思う。
- ・ 各地、各センターの取組の更なる紹介を検討。
- ・ 数多くの実践レポートが聞けたらと思います。

「当事者の話」

- ・ 本人（当事者）が出てそれぞれを分析していく方法。キーパーソン（コーディネーター）に対する手帳、年金、区分、判定、ジョブコーチなどを経験（体験）の研修が必要と思われる。

「支援の方法」

- ・性について命について等、心理士のいない福祉施設における教育の講習会。日常生活の関わりで注意すべき点。(触法障害者に関して)
- ・矯正施設に入らない、執行猶予付き加害者の支援については、定着支援センターは関わりが薄いと思うが、そんな支援に関する講義や案内を希望します。
- ・犯罪性と除去、または軽減するための具体的処遇方法。

「施設見学」

- ・実際の施設を見学して、どんなところでどんなことをしているか具体的に知れたらいいと思いました。

「矯正施設職員の話」

- ・矯正で収容者がどんな体験をしているかについて、矯正職員から話すような場があってもいいか、と思いました。確かに刑務所では伸ばせない力もありますが、収容者が刑務所体験をどう捉え、福祉の支援の中でどう意味づけていくのか整理できたらいいと思いました。
- ・矯正施設職員が入れば、所内生活の様子も分かり、よりイメージが湧き易いのでは思いました。

「演習・グループ討議」

- ・矯正施設入所から退所、福祉施設利用、退所し地域移行、現在の様子というモデルケースを時系列で追う内容。関わる機関が必要に応じコメントをしていくという演習が必要だと思います。聞く側がイメージし易いかと思います。
- ・受け入れた施設の職員を集めた討論会。
- ・意見交換会をおこなう。

「組織マネジメント」

- ・組織の中で新しい試みを始めるための組織マネジメント（新しいことに抵抗する人々の中でどう進めるか）。

②「ご意見・ご要望等がございましたらご自由にお書きください」

この設問については、32件の回答がありました。類型化した結果、5項目に分類できました。それぞれの内容を以下に記載します。

「セミナー講義に関する意見・要望・疑問」

- ・定着センターと支援センターとの行政の役割分担がつかめない。
- ・発表者はたくさん発表したいと思いますが、論点を絞って分かりやすく（具体的に）お話していただければと思いました。理念や概念的なものだとなかなか消化できません。ありがとうございました。
- ・パネリストがカんでいます。本来は行政や福祉が取り組んでいなければならない事が

あったと思います。これからは、引きこもり、ホームレスなど困難な事例の分析対応。

- ・最後の質疑は、時間的に許す限り質問者に補足をしてもらおうといいかと思えます。質問者の意図と違うスジで議論が進むともったいない。
- ・ポイントを絞った具体的例や実践を知りたかった。
- ・のぞみの園の研究成果や課題をもっと知りたかったです。
- ・今回このセミナーに参加出来て良かった。もう少し個別の事例について詳しく話を聞いてみたかったが時間的には難しいですね。
- ・厚生施設からの GH、CH への移行時の問題点や地域への移行後の問題点などの講義を設けて欲しい。
- ・支援の失敗（停滞）事例を聴いてみたい（失敗談を失敗しない発見にしたいから）

「セミナー設定についての意見・要望」

- ・案内板を持っている人が、会場近くにもいたらいいと思った。
- ・机があればよかった。
- ・昼休憩がもう10～15分欲しいです。

「疑問」

- ・支援体制を作るために全国の様々な機関や福祉関係者やその他諸々の方々とできれば参加された方、全員とお知り合いになりたいですが、懇親会ではあんまり時間ありませんので、何か方法はないですか。
- ・知的障害者の障害の重さにもよるところが多いかと思いますが、セミナーで捉えている知的障害の方は軽度の方が多い感じですか。中～重度の方への支援についてもありますか？

「その他要望・意見」

- ・書籍について、まだまだ司法と福祉をつなぐ本が少ないので、そういったものができたときに「のぞみの園」から発信して欲しい。
- ・矯正施設の職員の方々にもご理解していただけるよう、お互い協力できるように勉強する機会をもてたらよいと思うのですが。
- ・これまで法人、個人の熱意におんぶにだっこに甘えすぎている分野だと思います。縦割り行政、制度の欠陥もたまたまあると考えますが、各自の熱意、体力、生活には限界があり、専門家として関わる職員が退職（定年）まで、長く、また、経験が引き継がれるような体制、制度作りを目指していただきたいと考えます。
- ・保護司やボランティアの方々など、さらに地域に根付いて活動している方々も講評してもらおうと良いと思う。また、福祉サイド以外の方にも（刑務所刑務官、保護観察官等）。
- ・様々な機関の試みを知ることができ大変参考になりました。福祉側からの指摘で、矯正がもっと変われたり工夫できたりするところもあると思います。地道にケースを積み重ね、追求調査やケースカンファレンスができればいいと思いました。
- ・昨年社会福祉士会で刑務所の見学会があり参加した。受刑者の様子も自分の目を見た。「なぜ、ここに？」と思うほど普通の人。「きつと町に出て出会ったとしたらわからない

- よなあ」と感じて戻ってきた。“つながる手”をたくさん作っていきたく改めて感じた。
- ・多くの分野の方の話がうかがえ、今後の支援に少しでも役立てられればと思った。事前の情報提供や、生育歴、環境の把握等、一つの視点だけでなく、キーパーソンになりつつも周囲の助言、意見をききながら支援できればと思う。支援していくなかで思い通りにいかないことや、裏切られたと感じることがあるが、それが当然だという内容をいただいたので、今後も少しずつ取り組み方をかえていければと思う。障害が犯罪をおこせるわけではなく、その人の成育歴や、おかれている環境を鑑み、何を言おうとしているのか、代弁者になれるのか、難しいことが多々あるが周囲の協力を得ながら支援していきたくと思う。
 - ・これまで、この種のセミナーは矯正施設と福祉との間の連携（入口）に動きが置かれていたように思いますが、今回のセミナーに参加させていただいて、いよいよ（今の問題が必ずしも解決していないにせよ）次の段階に進んでいるのだなあと感慨がありました。私は矯正の人間ですが矯正も遅れないように日々の努力を重ねたいと思います。
 - ・こういうことに関心を持っている人はほんとうに少ないのですよね。

「お礼」

- ・大変勉強になりました。次回も同様なセミナーが開催されれば、ぜひ参加させていただきます。
- ・毎年矯正施設出所者などに対する支援に関する研修を開いて頂き大変ありがたい。今年初めての参加でしたが、又機会があれば参加したいと思う。
- ・罪を犯した方だけでなく、障害福祉の全てのケースに応用できると思う内容で良かったと思います。時々自分の失敗事例が重なる内容もあり、大変勉強になりました。ありがとうございます。
- ・私は矯正施設に勤めているので退所した知的障害者の支援に関わる事はありませんが、福祉施設のサービスや現状について知ることができたことや、障害のある人との関わり方など、参考となることが多々ありました。

5. セミナーを終えて

今年度も、障害福祉セミナーにもかかわらず、多くの法務関係者（刑務所・少年院・保護観察所・保護司・更生保護施設）の方が約70名参加いただきました。そして、会場としては約300名の方が今回のテーマに耳を傾けていただきました。法務・福祉関係者の連携なしには、前進しない課題であることを認識しました。

また、法務・福祉制度の相互理解のための研修・福祉の現場で実際の支援に関わる職員の皆さんの不安を解消し、一步一步前進するためにも研修の必要性を再認識しました。

アンケートの結果をもとに、研修プログラム内容を検証することでより質の高い内容にするよう取り組むこととします。

V 矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活移行のための支援事業に対する課題

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活移行のための支援事業に対する課題

研究検討委員会において、各委員から意見を下記の通りまとめました。

1. 支援体制について

- 支援スタッフの共通認識の形成が重要である。
支援体制を作ることで特別扱いされる「浮き上がった」グループとならないようにしなくてはならない。
- 定期的な支援会議を施設入所中から開催することが重要である。
構成として、本人・保護司・保護観察官・協力雇用主・相談支援専門員の参加が有効である。
本人の参加が得られれば、支援者との支援に関する壁が軽減しやすい。
中立性のある相談支援事業所が関わることによって、加害者家族を支援することもできる。
- 支援者への支援・支援者の安全確保のシステムが必要である。
- 再犯に至った後の途絶えることのない支援が必要である。
再犯に至ったからといって、福祉的支援が途絶えることがなく、福祉サービスが関わっていることで、より本人にとって望ましい支援体制が築けることがある。
- 地域移行後の支援体制においても施設は積極的に社会資源の一つとして関わるのが重要である。
地域の相談支援事業所へ丸投げにならないようにする。

2. 犯罪被害者に対する心情的理解について

- 被害者への慰謝は当然なされるべきだと考えるが、施設では自立生活への到達が優先目標であり、どこで、どのタイミングで慰謝という課題に触れるべきか、たいへん難しい問題である。民事訴訟の問題もあり、誰を通じて慰謝の意を表すのか、弁護士の問題も含めて(国選弁護人に改めて依頼するのか、それとも新たに弁護士を依頼するのかなど)、実施する場合には解決すべき課題が多くある。

3. 個別支援計画について

- 個別支援計画は地域生活移行を前提として作成されること。
個別支援計画作成・モニタリングは支援の実践スタッフ以外の職員で行うことが、客

観的になり、有効である。

- 個別支援計画は入所時・入所後1ヶ月・地域移行時など段階的に作成していく必要がある。
- 犯した犯罪行為により発生するリスクに応じた個別支援計画の作成が必要である。
性犯罪と窃盗では個別支援計画の内容は異なる。
- アセスメント・モニタリングでは、本人とどんな関わり方が有効であるかという視点を持つことが有効である。
問題とみられる行動だけではなく、支援者とどういった関わりが有効だったか、本人がどのようなことに喜びを感じていたのかなどに着目すること。

4. 職員研修について

- 「第二のキーパーソン」となる指導的立場の職員を養成することが重要だと思っている。
大局的にケースを把握し、支援体制を考えられる立場に立つ人材の育成が必要である。
- 「権利擁護」という視点の中で「その人らしい生活」を送れるよう支援するということを前提とした個別支援計画作りを演習の中で取り組むことが必要である。
- なぜ罪を犯した者を支援するかの意義を確認する必要がある。
なぜ、犯罪行為に至った知的障害のある人を支援するのか、その意義と目的を支援者が常に意識していることが必要である。
- 福祉専門職は、裁判所の公判・矯正施設・更生保護施設などの見学を行うなど刑事司法、更生保護の制度、手続等の理解を深めることで、矯正施設を退所した者の理解に繋がる。
- 相談支援事業所の職員の研修も必要である。
現在の研修は受入れ施設のスタッフを対象としているが、最終的には地域移行後に支援に関わるスタッフ、また地域支援でのモニタリングの中心となることが期待される相談支援事業所の職員にも研修対象を広げることが必要である。
相談支援事業者が、援護の実施者である行政機関とサービス提供者である事業所をつなぐ役割をしている。

VI 資 料

1. 実態調査自由記載内容223
2. 平成21年度矯正統計（抜粋）249
3. 合同支援会議（様式）253
4. アセスメント表（入所時調査様式）255

矯正施設を退所した知的障害者の支援実態及び職員研修についての調査

自由回答記述全文

1. 実態調査自由記載内容

問7 入所が困難と考える理由を下の選択肢より選んでください。その他（自由記述）

提供サービス/入所者レベルと合っていない(16)	<ul style="list-style-type: none">・矯正施設等に対応出来る知的障害者の方が想定した場合、ボーダーラインの方が精神障害重複が考えられ、通常の知的障害よりレベル的に高いことが想定されます。・地域移行が困難と思われる人々を優先的に入所利用していただいているので利用者さんの特徴として精神面、健康面に不安が強く援助を必要としているため該当の人々が入所しても現に入所している方たちと同じサービスでは満足な生活を提供することは無理があるように思われる。・施設の支援は親切には感謝の念を行為に報いる行動という方向を持ち、人を見たら泥棒と思え、世の中には悪いのが一杯いる等の支援（防備の力をつける為）はあまりふれない。自分の生活を適切に築くことに力点を置いている。それが、満たされ易いという状況を生む。その心配がどうしても消せないで困る。・支援のあり方がどうにも規律重視となる為、現在の利用者支援の在り方はどうにも異質なものになってしまう。・依頼があれば十分に検討はするが、現状の施設質・量のキャパで本当に十分な支援が出来るかどうかの問題である。社会福祉法人の現実を考えてもらいたい。・当園は重度の方と高齢の方を専門としているので難しい。・本人自身が入所更生での生活に困難。（他者と交流を全くもてない）・重度の利用者が全員であり、利用待機者も多数いる状況で、調査対象の方を優先的に受入れることは困難である。・対象の方ばかりでなく、精神障害者の方も同様、知的障害者の方の特性上のことに重きを置いて考えている。・当施設は最重度知的障がいの方の支援に特化していく方針であり当面検討する予定はありません。・他利用者への危害の懸念（危険回避できない方がほとんど）・重度の知的障がい者が利用している施設なので、矯正施設を退所した人が利用するには適当と思われないため。・入所更生は、新体系へ移行する予定であり、矯正施設はほとんどが程度区分で4以上ある方はいないと思われ、入所施設の該当者にならないと思われる。・知的と視覚の重複障害者しか受入れていないため。・当寮の利用者像からは矯正施設に入所する人をイメージできない。・入所対象者がIQ20以下の最重度知的障害者であるため、そこまでの余裕がない。・重度高齢化が進んでいる。受入れできる環境ではない。・障害程度区分が低い。
新規受付無/定員空き無(9)	<ul style="list-style-type: none">・当施設では現在新規入所を募集していない。・今後、入所施設廃止の為。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、法人では現施設の定員を減少しているため。 ・成人施設（施設入所支援）の閉鎖を予定しているため。 ・定員の空きが無いこと。待機者がたくさんおられることが一番の問題。 ・定員に空きが出た場合に県の入所調整会議の上位者から入所検討します。 ・平成21年度を持って入所系のサービス提供を終了したため。 ・児施設併設で加齢児入所者の入所を優先しており、空く見込がない。 ・新体系移行に伴い定員削減を検討。
環境的に困難（1）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が駅の近くであり、また住宅、学校も多いため、地域への影響には特に配慮しています。施設で受入れるとその後は全て施設任せとなり、何かあったときにはどこも対応していただけない。全て抱え込むことになる。
管轄違い（1）	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設への入退所者の問題は法務省の所管？

問11 これまで貴施設（法人）へ入所した矯正施設を退所した知的障害者をどのような支援体制で受け入れましたか。その他（自由記述）

個別の支援プログラム（20）	<ul style="list-style-type: none"> ・自由時間の過ごし方・外出の方法、行き先。 ・障害者ケアマネジメントの手法を活用した個別支援計画の作成。 ・障害特性（発達障害）に配慮した指示。 ・休日の過ごし方への配慮。 ・個別支援プログラム作成。 ・個別面接の設定。 ・個別支援プログラムに本人に罪の自覚を促すために行動制限（外出禁止）や金銭管理（制限）を盛り込んだ。 ・問題行動の改善や再犯防止予防のために SST（社会生活技能訓練）や ACT（アンダーコントロールトレーニング）性教育プログラム等の認知行動療法的な支援を実施している。 ・本人との会話にも十分な配慮を行い、不安を与えない支援に徹した。 ・同時に予測できる限り、シミュレーションを行いその時々への対応を確認する。 ・本人のニーズに合わせて、①施設入所、②グループホームへの移行、③就労支援プログラムの支援プログラムを用意した。 ・何れの場合においても本人専従の職員を配置した。 ・本人との人間関係構築のため、本人の意向を踏まえた職員とのマンツーマンの外出や活動。 ・反省したからもう大丈夫とはならないのが人間の常。本人理解に努めた。支援自身も共に自己統御と戦うという姿勢で臨むように働きかけ学ぼうようにした。 ・支援プログラム、対応マニュアル。 ・支援プログラムを作製して日常生活支援にあたっています。 ・心理士による職員へのスーパーバイズおよび本人へのセッション。 ・TEACCH プログラム、心のケアの活用。 ・日課の特別メニューの作成 ・特別メニューでの対応（日課や食事など）。 ・職員による外出同行。 ・特別とまではいかないが、路上生活中に民家へ侵入し、窃盗の前歴があるため一人での外出（買い物）は今のところ控えており、支援員が付き添っている。 ・入所中に以前の交通事故に対しての矯正施設への入所となり、本人が他の利用者へ知らせる事を極端に嫌ったため、情報の管理に特別に気を使いました。 ・家族からの接触保護。 ・家族との交流を実施。
----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に個別支援会議を実施し、経過及び評価を確認、支援内容の見直しを行った。 ・私たちの施設は新規の入所を中止しているため、触法ケースにたいしても短期入所での受入れのみ。次のステップに移行するためのアセスメントを1ヶ月程度かけて行っている。その間に月1回程度関係者会を開催し、ADL 行動特性、社会性など観察内容を共通理解し、利用施設の調整を行うなど地域生活定着支援センターに協力していく方針である。 ・今までは特別な配慮はしていなかったが、今後性犯罪で服役していた知的障害者受入先となった為、環境設定や支援プログラムを地域生活定着支援センターや相談支援センターと協力し対象者向けに作成した。
<p>他機関、他職種との連携 (13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司との情報交換を行いながら、見守りの強化を行ってきた。 ・他法人と連携を行い昼と夜の支援。 ・保護司や保護観察所や市町村・支援センターと連携しケア会議を行い支援を行った。 ・受入れ前に、相談支援事業所（当法人運営）や行政、精神科医師、臨床心理士などによる個別支援会議を実施した。内容は、アセスメントと支援の方針の決定。各関係機関の役割確認等。 ・関係機関のネットワークの構築。 ・アセスメント時に以前から関わるが多かった通所事業所や相談機関も一緒に行う。 ・毎月一度の保護司との面談引率外出の徹底。 ・保護観察処分期間中であり、保護司との緊密な連携だけでなく、本人が一時帰省する際には、福祉事務所の職員や民生委員による自宅訪問を頻繁に行ってもらっている。又、施設のある地区の駐在所にも協力依頼等を行う。ただし、日常生活の場において他利用者とは異なる対応をしていることはない。 ・援護実施機関等との定期的な支援状況等の確認会議。 ・施設では特に配慮はしていないが、更生相談所や作業所と連携をとり各機関で役割分担し、支援を行っている。 ・家族、保護者との密接な関係作りと想定されるトラブルについて事前に話し合う入所後は本人さんの信用される方に再々面接等を行い、カウンセリングを職員以外で行いフォローに努めた。 ・支援のあり方についてカンファレンスを開催し更生相談所ケースワーカー、心理士をはじめとした関係機関の助言を受ける機会を設けている。 ・相談支援事業所の協力・支援（通院や帰省）
<p>居室／住まいへ配慮 (11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個室の提供。 ・居室の配置。 ・生活の場を職員住宅とした ・本人は3年間の社会生活にブランクがあることを考慮し、当施設の中でも静かな環境での生活の場所を提供した。 ・支援員室の近くに居室を設けた。24時間見守りができる体制をとった。 ・他害行為が激しい方だったため、洗面所やトイレは本人のみ浴室（脱衣所）に設置してあるものを使用してもらった。 ・特に職員が目届くよう部屋の場所等の調整。 ・個室対応で施設のある部屋を用意した。
<p>個別面談の機会 (9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明により本人の不安、イライラをしていれば対応。 ・定期的にカウンセリングを実施した。 ・個別相談。 ・定期的な面談と個別の支援計画(約束)・話し合いの時間を多くとり納得するまで行うため、他者とのプログラムはおのずととれた。 ・再犯防止について、本人に対し、数名のキーパーソンが再々話を機会を設けた。 ・知的障害者通勤寮において、職員とマンツーマンで関わる時間を設定し心の寂しさを埋める工夫をした。

職員配置（7）	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者を配置してできる限り個別支援を行った。 ・夜の対応は法人本部・法人相談支援事業所職員。 ・支援担当の職員を専門性の高い職員に固定した。 ・ベテランの支援員を担当として配置。 ・知的レベルがあまりにも違い、施設入所者とは、同じプログラムの生活は無理であったため、特別に担当職員を決めて、チームで（数人）かかわるようにし、矯正施設などの協力や過去にかかわってこられた人たちにも協力を求めた。 ・個別支援（施設長が対応にあたった）。 ・日中活動も本人の望む歩行中心のプログラムを、自主的に行っていた。食事も含め、全体が集まる場所には必ず本人に対応する職員を特別に一人配置しなければならなかった。 ・マンツーマンの作業支援、マンツーマンの活動。
精神科受診支援（6）	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科への受診および同行支援。 ・再犯（放火）により精神科へ入院し、入院の見込みなく退所となった。 ・医師と連携し、状況により服薬変更、入院で対応した。 ・精神科との連携。 ・専門医によるカウンセリングの実施 ・医療機関との連携（精神科病院への入院先の確保）。
見守り強化（6）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での見守り体制の強化と連絡、引き継ぎを徹底した。 ・本人からなるべく目を離さないようにした。 ・一般の利用者と同様の生活環境で暮らしている。しかし、支援については車上荒らしなど、窃盗の常習犯であるため、外出時に罪を犯さないよう細心の注意が必要。 ・見守り支援。 ・定時の所在確認。 ・施設内で施錠のない場所が多くあったが、入所に向け施錠するようにした。
就労支援（5）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者職業センターで就職活動（ジョブコーチとの連携）。 ・地域生活を前提とし、体力、作業能力、他者との協調等を把握するため、本人の同意を基に、短期入所後一週間目から所内の作業班での実習、1ヶ月後からは障害の作業実習のプログラムを取り入れた ・就労にむけての支援プログラムを実施した。 ・就労、自立に向け近隣企業への実習を実施し、企業と連携して、ミーティング等を重ね自立に向けた資格の取得（自動車免許）と携帯電話の購入保持等できる限り同世代の社会人との隔たりをなくした支援をした。 ・本人と話す機会を多く持ち再度就労へ向けての取り組みを行った
地域移行支援（4）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に向けての支援と地域移行後の定着支援を一連として捉えた支援プログラム。 ・他の利用者よりも短期間での地域生活移行に向けて支援プログラムを設定。 ・本人の支援も社会生活復帰を目標に具体的な支援になるよう心がけた。 ・基本的に入所3年を目途に、地域生活移行を目安に置いた支援を計画。
所持品管理（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ポットへ農薬などを入れられたことがあり、利用者就床後は鍵のかかるところにポットを片づけた。 ・金銭管理。 ・カッターで通行人を切りつけて通り魔事件を起こしたため刃物類の徹底管理。
情報管理／情報収集（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な情報収集（少年院職員、保護観察所職員、ケースワーカー等）。 ・入所前の情報を出来るだけ収集を行った。
職員の理念統一（2）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の支援理念の統一、共有化。

	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内プロジェクトの立ち上げ。
職員研修の機会（２）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所でのプログラム受講。 ・職員の研修をして特別のチームを組む。
誓約書作成と本人同意（２）	<ul style="list-style-type: none"> ・本人との約束事を明確化し、書面にて説明と同意を行った。 ・特別な配慮はしていないが、過去に放火、異性問題、逃避、無届け外出等の行動がみられた為、短期入所にあたり誓約書を作成し本人に説明。 ・同意を得て入所の形をとった。
施設支援の限界を指摘（１）	<ul style="list-style-type: none"> ・当苑は障害区分程度が５～６の方ばかりであるが、以前触法（盗み、たかり）行為で行政から依頼があり対応したことがあった。結果重度利用者へのいじめ、無断外出、喫煙でばや騒ぎを起こし、ケアホームに入居となった。ホームの世話人さんが母親のような接し方をしてくださり、今はホームで落ち着いている。施設機能には限界があると感じた。
制度、関係者の理解の薄さを指摘（１）	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭が無い状態にかかわらず諸費用、医療費全ての面で理事長より立て替えをしてもらう。障害が重いのかかわらず年金申請をしても中々通らなかった。刑務官が知的障害者に対する意識が薄い。

問15 受入れ後、支援において困難を感じたことはありますか。ある場合は該当する内容を下の選択肢より選んでください。その他（自由記述）

提供サービス/入所者レベルと合っていない (37)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護系の利用者が多くレベルが違い過ぎることから当施設での支援に馴染まない。 ・本人の支援が他の利用者とは違って特別なサポートとなる為、他の利用者へのトラブル影響がでてしまう。 ・矯正施設を退所した知的障害をもつ方は、自身に知的なハンデキャップがあることに対する認識が低い（あるいは全くない）ことが往々にしてみられることが多い。幼少期に知的障害と診断されいわゆる“療育”を受けてきている方が多数なのが現状な知的障害者福祉サービスとは本人たちへの支援は全く異質なものと言っても良い程。支援者に特別な技術と経験が必要と思われ、敬遠されるのではないのか。 ・50名定員の障害程度区分平均が5.4と大変重く言葉のない人や危険回避もむずかしい利用者が殆どです。中・軽度の障害者の受入れは大変困難に思われます。 ・利用者障害程度区分が平均5.4と重く、中軽度の利用者の受入れは非常に難しい。 ・矯正施設利用の障害者は、中軽度の方が多いと思われるが、重度の方が多い（旧更生施設）施設に入所することを同意されるのか疑問である。 ・強制わいせつケース、薬物ケース、放火ケース、殺人ケースは知的施設では困難と考えられる。 ・果たして入所施設が適当かどうかは疑問があるところである。GH、CH等の利用の方が支援内容が適しているのではないかとと思われる。 ・当施設の現況としては、全般的な高齢化、精神疾患、内科疾患などの重複した利用者が大半をしめており、介護度も増している。集団構成としても適切な支援が出来るとはいいがたい。 ・過去に放火等のある利用者がたが、地域への迷惑等が多く、家族会も動いて国立病院へ入院に至ったケースがある。その人（1人）をとるか他の利用者（79人）かの瀬戸際問題まで発展していた。もし、その利用者がいたら地域移行は進まなかっただろうし、地域でも施設存続問題になっていただろう。 ・高齢化、重度化が年々顕著に表れ、介護の質・量が増えている現状の中で、新たに矯正という支援を実施するのは困難な状況です。 ・集団生活になじまない方、支援を受入れる気持ちの低い方の福祉サービス（入所利用）利用は困難と考えます。 ・そのような場合に、自分では種々の防御が出来ない大多数の利用者の「安全を保障できない中で、受入れには消極的にならざるを得ない。
---------------------------	--

- ・触法利用者の二ード（有る程度自由に生活をしたい等）と施設生活の現状（集団生活で規則や決まり事を守るという前提）との相違による生活や支援に対する不満や拒否
- ・他の知的障害者と比べ、知的障害の程度が軽く、職員を見下す面も多々あり、又俗に言う「切れやすい」等の傾向があり、支援は困難を極めた。社会的に常識とされることを本人が常識とするものと隔たりがあった。
- ・知的レベル行動力等から判断して知的障害者支援施設はなじまない。
- ・入所支援（生活介護）40名定員施設であり、レベルが異なる。
- ・重度の利用者を対象としており、施設そのものに対応するハード、ソフト両面での体制がない。
- ・児者一環の支援を行うこととしているため、基本的に知的障害者の入所予定なし。
- ・障害程度にもよるが、地域生活が可能なレベルの人であれば現在法人内施設（宿泊型自律訓練事業）の利用をまず検討したい。ノウハウの点で入所更生では高齢者重度者の対応で目一杯というのが現状！
- ・すでに入所されて居る方の殆どが、重度最重度の方であり、新体系移行も生活介護を考えています。支援の内容が大幅に違う方への対応困難と思われる。
- ・入所更生施設ですので、この入所対象となる方のイメージがわからない。
- ・施設だけで解決は難しい。落ち着いた環境でないと些細や刺激で問題行動に走る。施設は多くの職員が交代勤務で支援にあたるので、本人にとってはケアホームのような家族的に支援できるところが良いと思われる。子育てベテランの中年女性に力のある方が多くいるように感じている。
- ・重度化、重症化する中、現在求められている職員像は重度ケア・リハビリ、高齢者への対応の専門職員（知識を深め対応できる職員）。施設老朽化の為、新たに建て替えに伴い定員の減（7%）をしなくてはいけません。入所は縮小傾向にあり重度のみ入所施設として考えると入所更生が矯正施設の機能を含めていけるのか疑問です。
- ・当施設が持つ機能と対象になる方が必要とするサービスにかい離があり、他の利用者とのレベルにもかなり違いがあると思われる。
- ・重度の知的障害者（A1、A2計94%）と行動障害の重複利用者の多い施設です。これらの方々の行動を理解することが困難な中、軽度（B1、B2計0.06%）の人とのトラブルが頻発しています。中、軽度の人への受入れは重大事故発生の要因が高まるため、受入れは困難な状況です。
- ・将来的にも施設の実態に適當ではない。
- ・他の入所者と特性が異なり、本人が施設に居づらいのではないかと想像します。
- ・現入所利用者の障害程度が重く又住居密集地で解放施設である為利用者全員の安全が守られていない危惧感がある為。
- ・施設内での受入れ先が限られてしまう。
- ・最重度の利用者のみなさんなので、その中に受入れるのは考えてしまいます。
- ・入所利用者と障害の度合いや障害特性のレベルが大きく異なる可能性があり、特別な配慮が必要となれば対応が困難。
- ・知的と資格の重複障害者しか受入れていないため受入れは困難。
- ・入所の他の利用者さんたちとの能力に大きな差があり、共同生活で馴染みにくい。
- ・集団の中で孤立してしまい、相手が職員になってしまう。集団の支援体制がなりたない。矯正施設と障害者入所施設とは支援体制が異なっていると感じている。
- ・当寮の利用者像からは矯正施設に入所する人をイメージできない。
- ・自分より能力がたかい利用者に対していたずらやいじめをすることがあるので、本人に定期的に支援にあたっている。
- ・重度、最重度知的障害者の中では本人たちの環境に適合しない。言葉もない又身辺自立（排泄自立）もできない人達の中での生活は合わないと思

	<p>われる。矯正施設を退所できる能力のある人はそれなりに伸びる可能性のある場合の方が望ましい。</p>
<p>施設任せになる (15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・はつきりいって地域生活での可能性、サポートより、衣食住のある施設に押しつけているのが現状。 ・責任の所在が施設に全面的にかかるため。 ・受入れ施設に対するサポートやネットワークの有無（施設まかせになってしまわないか）。 ・矯正施設においてどの程度矯正できたら施設入所になるのでしょうか。知的障害者だから知的障害者入所施設に入所させればという単純な発想ではないと思いますが、矯正施設での入所期間が終了したので知的障害者入所施設で「つづき」をやってくれとなると負担が大きい気がします。 ・受入れ施設の責任になってしまうことがあり、責任の所在や相談できるところがない。 ・施設単体の受入れだけで考えると困難であるのかもしれない。地域支援（センター）や行政との連携があれば考えます。特に入所施設の場合、施設内だけで解決方法を見いだそうとするため逆に受入れが困難になるのかと考えます。 ・再犯を含め何か当該利用者がからむ「事件」が起きた際の医療機関や行政機関等との連携に不安がある（特に行政機関内の連携の悪さに法人又は施設が割を喰いそうな不安がおおきい）。 ・利用中に『事故が発生した場合の事業所としての社会的評価。利用者家族からの苦情や被害者と想定した場合の提訴等』。 ・地域での受入れ体勢（ネットワーク）が整っているかが重要になると思います。難しいケースの場合、施設のみでの「丸ががえ」は無理。医療、行政、司法等、ケースを支える地域の体勢づくりが大変だと思います。 ・支援者（福祉事務所・相談支援事業所・後見人等）が入所したから安心、支援が終わり、ではなく、共に支援を続けていけるとても心強い。 ・生活面での支援、対人関係の調整などより短期間で安定したくらしができる人は施設内では再犯の危険性は低いと思うが、その後の街中のくらしへ移行した後にその支援を出身施設まかせとするのではなく、社会支援策が必要。本人に要因がある人の支援は困難と考える。 ・再犯防止で警察の協力が得られない。「警察は犯罪を取り締まるところで個人の犯罪防止は業務にない」そうです。医療との連携が取りにくい（障害と精神疾患と犯罪を犯す行動との関係が見えづらい）。 ・受入れし再犯などの事例が生じた際、その責任が全て施設におわされるのではないかと懸念がある。 ・キーパーソンとなりえる機関はどこがになうのか。 ・ただ受入れだけになりやすい（行くところがなく緊急性のみ）。
<p>情報不足 (12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護」という観点から、かなりの部分で情報が不足している。受入れについて相談があっても判断が非常にしづらい。 ・受入れ時本人に対する情報提供が不十分で、犯罪の概要・家庭環境・行動の特性など把握できなく環境調整ができなかった。 ・経歴はともかくその方本人がどのような方なのかということ、入所利用者の特性によくない影響があるかということ、個人的なことが絶対必要。 ・矯正施設から精神科の入院を経て、障害者施設へ入所するケースしか私は知りませんが、個人情報保護法が出来て以降、より不利になりそうな情報を事前にもらえなくなった。入所希望の待機者が10名以上いる中で情報の少ない方は正式に入所してから問題を起こし、後から「実はこういう問題行動がありました」と言われることも多く、リスクが大きすぎる。 ・特殊な事情もあって、本人情報が限定されている。とりわけ直近の矯正施設での生活や対応がわからず困っている。従って、アセスメントにかなり時間を要する。 ・その方の生育歴等によって異なるので、ここではチェック困難。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設に処遇せざるを得なかった経緯や退所後の状況等関連する情報がとても少ない。個人的には知人が矯正施設に務めているので最低限の情報を得ることが出来ているが一般的には圧倒的に情報が少ない。 ・ 入所にあたり、犯罪歴や服役などの情報が一切なかった。 ・ 入所してから家族や本人から伝えられたという情報。 ・ 入所前から情報提供してほしかった。 ・ 触法障害者（特に知的障害）の社会生活復帰に際して、「福祉分野」が果たさなければならない役割は大きいと思います。しかし施設運営等を鑑みた場合、さまざまな阻害要因が複合的に存在することは事実ですが、もっとも大きな阻害要因としては「情報不足」と「人材不足」があげられると思います。
<p>ケースによっては受入れ可能(10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースバイケースで受入れできる人できない人がいると思います。 ・ 矯正施設への入所理由（殺人、窃盗、性犯罪等）にもよると思われる。 ・ 地域生活定着支援センターが設立された場合には、生活訓練枠で1名受入れれる予定です。 ・ 実際に個々のケース（犯罪内容等）状況が明確でないと受入れについての判断は困難である。 ・ 既存施設は受入れた利用者が触法者とならないことの全精力を傾けている。今後増加する施設利用を必要とする方を犯罪者としなないことが、社会的役割と考えている。矯正施設の退所者の地域移行はさらに別の専門性を必要とする。もし既存施設で受入れるとするなら、専門知識を持つスタッフを配置したり、警察、保護司、その他司法機関との連携、再犯自己の責任のどこまでを施設が負うのか、保険適用の可否等、多くの事前準備が欠かせないと思う。 ・ 特に感じなかった。 ・ 困難を感じたことはない。本人の能力は高いが、ケアホームに入居するために障害程度区分2以上を出した経緯がある。住居侵入や窃盗をした理由は路上生活中に生きるためにとった行動である。療育手帳も保護されてから申請している。 ・ 執行猶予者であり、保護司の訪問（面接）を施設内で受けたことがある。（現入所者で）施設在地近郊市町村の方を受入れ、その際市町村行政サイドや保護者の思いなど動きがありました。何かあれば、相談できる方法をつくっていただいたので多少安心して受けることができました。いろいろと問題はありましたが、現状では落ち着いて生活をしていただいています。このことが受入れに必要なことと思います。環境や制度ではありません。受入れ事業所、施設には大切な重要なことと思います。再犯防止や支援のノウハウではないかと思います。 ・ 入所更生施設からのグループホームへの入居中に無断外出し車を盗んで無条件で乗り廻し、隣県の事業所に侵入しヤクルト・小銭を盗む。過去に施設で同様の罪を犯し、執行猶予中だったため刑務所に2年半収監。その後、当施設の担当職員を頼って再入所。現在グループホームに入居中。特別のプログラムまで全く考えませんでした。疑うというのとは違うが、また騙されても良いと思って引き受けました。本人は相当こたえたようで、今のところ落ち着いています。 ・ 20年前に1人医療少年院から受入れた。現在は法人内のグループホームに入居し、給食関係の仕事についていますが、本当に色々なことがありました。職員との信頼関係が築けたこと、自分の居場所が実感できたことが安定につながっていると考えています。 ・ 施設内では少々の逸脱はあるものの落ち着いた生活を取り戻し、一般就労も継続しているが、地域以降となり常時の見守りがないと、不安定、転落が危惧される（通勤寮は24.3月でなくなってしまう）。 ・ 私共のところを卒園していった方で、軽微なことを繰り返している男性がいます。現在はやつとGHでお世話になり福祉作業所へ通い、GWの時など旅行で遊びに来ます。離島にある施設ということで、軽度の方々の仕事を見つけることがとても難しく矯正に至るプロセスを作ることに

	<p>自信がない現状です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設ではなく、精神病院(罪を犯して精神病院に入れられた) (放火と女性に抱きつき) から我々の園に入所 (昭和63年) した利用者がある。入所して22年経つが未だに女性の下着を盗んでいたり、女性を盗撮したり、住宅街をうろうろして苦情も受けケアホームを退所して施設へ戻っている。 ・共犯者との接触がないよう、2年くらいは注意した (その共犯の方は他町村に住んでいたので偶然にあうということはない)。 ・ご本人は素直な性格の方だったので職員に隠れて行動することはなかった。 ・①親から勘当されたが、親子の関係が回復後同居し、生活している。②出身自治体からの熱心な協力がありました。 ・担当者 (生活支援員) が保護司をしていたため、保護観察と入所支援と同時に (担当) 支援するのは大変だったが、他職員の理解は得やすかった。 ・矯正施設の退所ではないが、触法の経緯があり、市からの依頼で受け入れている利用者あり。
<p>現制度における課題 (10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、新移行するにあたって「生活介護事業」を取ろうと思っているが受け入れも可能なのか? 特殊で処置制度適応との話もありますが…。 ・現在の制度上の問題がクリアできればなんとかなる気もします。 ・施設解体の動きもあるようです。 ・就労支援や所得保障など様々な支援や必要でそれにもかかわらず、障害程度区分が低く給付費が少ない。 ・矯正施設からの受け入れ加算はあるが要件からもらえることも多いので受け入れ要件の緩和も必要かと考える。 ・障害者自立支援法における入所を必要とする程度認定が判断基準に考慮されていないように思われる。 ・今回22年の懸案について心配している状況あり。やはり見守りの強化等施設負担分は大きいにもかかわらず区分は非常に軽い。 ・単なる相談・助言に止まらず、更生保護施設等に一時的に保護するような仕組みの保障がほしい。 ・障害者支援施設は現在契約制度となっており、保護者及び本人との契約では自立に向けた支援が前向きに進まず、必要に応じて設置入所にし、できれば成年後見人をつける等の配慮が必要。 ・本人への指導に対する、法律的な根拠が、どこからももらえない。つまり、措置入所ではなく、利用契約での入所であれば指導訓練中に本人が精神的な苦痛も含めて感じる事、体罰ということになる。行政命令で入所する矯正施設と社会福祉施設では決定的な相違がある。要するに行政機関が措置命令を出してくれれば社会福祉施設でもかなり有効な指導が出来ると思われる。
<p>再犯問題 (7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度の知的障がい者で罪を犯した方はその事が本人の自信として他利用者への情報伝達があり、地域移行の支援を受ける利用者が安易に楽な方へなびいてしまう傾向があり支援の難しさを感じる。 ・欲求を抑制できない場合が多く、極めて再犯の可能性が高い。しかも物を盗るという行為が悪いことであるとの認識もあまりないため、本人に反省させてもその効果はないのが現状です。 ・過去に2名の方が入所しましたが、それぞれに帰宅中に犯罪 (窃盗) を犯し再び刑務所に戻ってしまいました。 ・私の施設は入所更生ですが、1名賽銭泥棒を繰り返し行い、親がこまり市役所、弁護士さんの手をかりて現在も行っており、九州の施設のお世話になりましたが外出時に指導員の目をごまかし無断外出をし、実家にも帰らず大変困っております。本人はわかってはおるのですが、悪いこととは思わず、つい手を出してしまい、山にお金を埋めておいて少しずつお金を使うということもしますし、又話の内容では理解できない面も

	<p>つお金を使うということもしますし、又話の内容では理解できない面も多くみられ、手のつけようがない状態です。奈良にもこのような方が多くおられると思うのですが、障害を持っておられるということがおおめに見てもらえることが多く、警察も厳しく取り締まっていればと思いますが、なかなか警察も思うように動いてくれなく、困っており、県や市に相談しても施設がないので対応できないのが現状です。よき案があれば施設に連絡いただければと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に練習を重ねて個別外出を行っていたが、無断外出につながり警察に保護されている。 ・移送の際のリスク（中央道にて走行中とびかかられて大事故になった）。 ・施設内での犯罪もしくは自殺企図（飛び降り等）につながる。 ・実際、再犯に近いトラブルがあり、本人、市町、家族と相談の上、時間によって施設している。
<p>地域の理解不足（7）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のある地域の人々の理解が得られない。 ・地域住民へ説明し同意が得られるかが不明である。現状でも地域にて些細な触法に絡む事案が発生すると施設の利用者が疑われる現実がある。 ・地域の理解が得られない。 ・地域の同意が得られない。 ・本人は父母のいる家に帰りたい思いが強かったが、家族より近隣の人の反対が大きく施設入所を選択せざるを得なかった。 ・施設周辺への影響の心配（近隣の理解の問題）。 ・現在、障害者施設は地域移行に向けて GH・CH を地域に設置すべく地域住民に向けた説明会を実施しています。その中で、知的障害者が地域に暮らすことに関し、住民の方からは恐いと訴えも聞かれます。この様な状態で矯正施設経験者が施設に移り住むことは施設全体が益々恐い存在として認識される危険性がある。
<p>職員の専門性の未確立（7）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の経験、知識が不足している。 ・阻害要因として施設の刑余者に対する専門性の欠如。仮出所者に対するのと同様以上の保護観察所等の専門性を生かした対応が必要。処置がより容易であるはずの仮出所者に観察官、保護司等の専門家を配置し、仮出所させることのできない満期出所者に関与しないのは合理性がない。 ・支援に際して職員の専門性が確定されていない。 ・同じ環境下であれば、誰でも犯してしまうだろう罪であっても犯してしまった事実は消えず、受入れる職員側は拒否されるものと考えられる。そこを理解させるだけの知識を、もちあわせていない。 ・対象者情報と面接によって判断し、上記項目等を勘案できるものと思われる。触法者には種々の人的、物的、経済的・社会環境等がその因子と思われる専断的な判断は留意しなければならない。 ・専門知識、技術を持った支援者が専門の施設で処遇すべきだと思います。 ・受入れ側が固執した既成概念を持たず、罪状にいたった要因をみつめ、理解を示さなければ全て阻害要因である。
<p>家族関連（関わり拒否、協力が得られない）（6）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が関わりを拒否。 ・将来において親の協力が得られない。 ・特に入所直後は、状況がわからないので、他の入所者と違う対応をしなければならぬ部分があり（外出、金銭等）それを納得してもらうのに困難さがあつた。 ・また、入所施設では集団生活・共同生活が原則となりますので、利用者・ご家族の理解を得るのも大変困難な要因であろうと思われます。 ・平成9年に1件、平成22年に1件の受入れをしていますが、平成9年時に比べると、人数の配置等の配慮も現在は出来ているが、入所施設に於いては（更生施設）能力的に軽度な利用者の受入れとなればかなり保護者の間での不信感等発生しやすいのでは。 ・当施設に於いても、この事については理解を協力しなければと思うが、ほかに利用されている方々への配慮も考えないといけない。まず保護者

	<p>に同意が得られるか？ 軽い罪から重い罪があるならどこまでだったらOKか？など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の選択項目の中に、他利用者や家族の同意が得られないとの表現がありますが、受入れる際には、他利用者、家族への説明と同意を得るべきなのか、よければ今後の参考におしえて頂けるとありがたいです。
<p>他の利用者への影響（6）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主罪の内容によって利用者の安全が危ぶまれることが一番考えられます。 ・子供（小学校低学年）の頃より施設生活、18歳で授産施設へ移行。しかし3～4年で無断外泊、外出をくり返し、街で夜出歩いているところを私たちの施設に仮入所するが落ち着かず、無断外出、外泊等繰り返し、友達より盗んだお金でナイフを買い、女子高校生に言い寄ったりして事件をおこし、現在は医療刑務所に入所。IQは高く、外見も普通の人と変わらず、といった状態で入所期間中、他の利用者にも悪影響がありとても困った経験があります。 ・犯罪に至るには個別事情があると思うが、特に性犯罪や凶悪犯罪等については現利用者の安全確保の観点からとても無理（単に職員数の問題ではない）。 ・他の利用者への権利侵害が大きな課題だと思います。とくに中軽度者の利用施設では模倣することも考えられます。他利用者への影響の大きさを危惧します。 ・若い影響されやすい利用者があるので、マンツーマンで対応できないために悪い方向へ誘導される等の心配があり、職員の精神的負担が大きくなると想定されます。 ・刑務所から入所した利用者がありました。支援が困難で約1年後に再犯により医療刑務所へ行くことになりました。他利用者や地域・職員のことを考えると受入れたくはありません。
<p>本人の問題（5）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御本人さんの意志に反しての入所であり、それを解決できない為、生活の場として適切ではないのか？（本人一応行く所ないので納得するも生活すると不満が大きくなる） ・障害受容の困難なケースの方が、施設入所支援や短期入所を納得して利用するだろうか。 ・施設入所後も、自らの障害を受容出来なかつたり、長年の反社会的行動習慣から、他の利用者を巻き込むような反社会的行動が顕著になる恐れがある（盗みに誘う、異性に接触する、金銭をだまし取る、おとなしい相手にかけて乱暴するなど）。 ・支援計画については、本人の自己決定を尊重しているが触法者自身（要支援）の自己認知が足りなく支援内容及び中長期の目標設定を十分に納得することが困難となっている。 ・矯正施設を退所されたとはいえ、矯正されたわけでも罪を犯した事を後悔しているわけでもない人に対する支援の困難と再犯の不安。
<p>職員体制（5）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援のねらい、方向は職員によるばらつきがないこと。利用者の実態把握、理解を深めることが重要と考える。そのためには利用者の気持ちになって考えられる支援側の心のゆとり、把握、理解、対応の積み上げがあつてのものと考える。職員の入れ替わりが多い、幅広い人材雇用、地域生活実現への山積する諸課題の中でより有効な支援、より適切な支援を探り努力している現状が精一杯の面がある。 ・また支援する側の負担もあることは事実。言葉、行動に拘わりがみられている。 ・特に夜間の場合職員体制が少ない為 ・住居侵入、窃盗ケース等は夜間の見守り等の体制に不安がある（近隣の理解）。 ・入所という手段での「生活（古い施設は個室さえ確保されていない）に「矯正」という支援は困難か。社会適応以前に日々の生活に於いて、押さえられていた問題が再発する可能性への不安の方が大きい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在マンツーマンで支援する人が増え、マンパワーが不足。
移行先がない（５）	<ul style="list-style-type: none"> ・入所後、他害をくり返し、本施設の入所が困難になった場合や本人がどうしても本施設になじまないと感じ、強く退所を希望された場合等に次の受入れ態勢の有無等の情報が無い。 ・今後本人が希望する行き先が見いだせていないのが現状である。 ・重度者中心の入所施設は、一定期間で通過することとなるが、その後の移行先に関する具体的な目標立てがなかなか作れないでいる。 ・トラブル等が発生し退所せざるをえない場合の受入れ先。 ・本人は身よりもなく、現在後見人代理の民生委員さんの熱意と住む家があることから、何とか持っているが、民生委員さんの状況如何によっては放任家庭となり、夜間のケアがなくなるため、将来への不安は極めて高い。
支援プログラム／ノウハウ（３）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者の犯罪が高くなってきていると思うが、その方々の支援 ・教育していく機関が少ない。 ・知的障害分野の入所において対応している事例についてもまだ取り組みがはじまったばかりで情報としては不足していると言える。
職員の安全／恐怖（３）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内におけるトラブル等があった場合に、支援員、施設を支援する法的な整備が必要と考える。 ・漠然とした不安や女子職員（男性利用者の場合）恐怖を感じる。 ・一度罪を犯してしまった障害者への再犯に対する恐怖感は、職員にとってぬぐえないものではない。
環境設定／施設のハード面（３）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の住環境が貧困（個室の未整備、余暇活動やストレス発散のための設定環境がない）。 ・施設の特性上、高齢対応、４人部屋の居室での利用者も限定せざるを得ない。 ・昭和40年代前半、50年代中盤に建てられた古い大舎制の施設であるためハード上の問題は大きい（当該利用者にとって又、従来から利用している人との共存の問題）。
定員の問題（２）	<ul style="list-style-type: none"> ・定員の問題が一番です。 ・定員が常に満員状態で地域へ移行する手立ても施設だけでは追いつかない真に入所を必要とする方が入所することができない実態である。
費用の問題（２）	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と、家族の関係が悪く、特に金銭面の援助が得られなかったことから、利用料、医療費等の未払い、施設の立て替え払いを必要とされた。 ・必要経費の支払いができるか
もっと着目されてよい問題（１）	<ul style="list-style-type: none"> ・色々ケースが違うため、一概に言えないが、一番時間がかかり負担も大きい支援であるので、もっとスポットが当たっても良いと考えます。

問16 矯正施設を退所した知的障害者が知的障害者施設を利用する場合、職員に必要と考えられる条件等（環境、制度等）がありましたらお答えください。

専門職員／専門員（20）	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害専門員のような専門員システムが必要。 ・心理カウンセラーなど専門性を持った職員の配置が必須と考えます。 ・職員のメンタル面での理解 ・矯正施設の方で退所後のアフターケア（サービス）を行う職員を配置 ・特に若い職員は対象者との関係を築くことが難しく、支援技術、心理サポートともに行う、スーパーバイザーの存在が不可欠だと思います。 ・臨床心理士などの支援。 ・専門スタッフの配置。 ・心理スタッフの配置。 ・対象は軽度の知的障害者が多いと思われ、支援には専門的知識（心理学的専門性も含む）が必要ではないか。 ・精神的・体力的負担に対する職場内でのメンタルヘルス。
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援体制を十分に整えられるのか。専門的な立場で対応するスタッフの確保は必要なのかどうか。 ・ 全施設職員が研修を受け専門性を持って支援にあたる必要がある。一部の職員だけ専門性を持っていた場合、そうでない(研修を受講しない)職員と統一(支援考え方など)したサポートは難しい。専門職員を1年間国から派遣するなどして、受入れる制度にしてみたい。 ・ 矯正施設での一定の(5年程度)経験年数を経た職員配置(24時間体制で1名程度を確保できる3から4名程度)を考慮する等が考えられる。 ・ 専門的アドバイザーによる指導・助言。 ・ 専門の担当者が手厚く支援していくことが必要と思われる。 ・ 職員の専門性を高めること。 ・ 専門性や経験のある職員の配置(派遣)。
<p>研修/支援ツール (18)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れにあたっての研修を行い支援関連ツールの作成の必要性を感じる。 ・ 支援プログラム(専門的な)の作成。 ・ 専門の知識や技術が必要なのでその研修体制の確立が急務。 ・ 研修。 ・ 利用者の個別な課題に対応出来る能力を持った職員の養成。 ・ 専門的な知識を得るための研修の実施や職員がスーパーバイズを受けられる環境が必要である。 ・ 支援方法と十分な人員。 ・ 再犯防止の支援の方法(知識・技術)。 ・ その人に合った様々なケースを想定して矯正プログラム等の必要性また、そのための職員研修制度。 ・ 支援方法等、一定の知識(カリキュラム)を得る。 ・ 研修(育成期間)の問題をクリアするに壁が高い。 ・ 本人の支援プログラムと支援体制、また支援能力。 ・ 支援者全体に浸透する研修や理解への手立てを講じること。 ・ 触法対応ケースの研修。 ・ 対処方法→入所施設でのみしか経験のない職員は苦慮する。 ・ 基本的には知的障害者の支援に必要なスキルを備えていれば十分であると考えますが、その他の触法障害者の支援に関する専門研修を受けることができればなお良いと考える。 ・ 過去に受入れたことがないため職員に対する研修が必要と感じる。現状の体制に於いて受入れが可能か、十分に検討することが大切であり他利用者との関係も重要な事項と考える。 ・ 犯罪を起こすまでの経緯、ご本人の心理学的所見や具体的な対応策を総合的に考え現在の障害者施設サービス内容で又環境でどのように対応できるのかを具体的におしえて頂けることが必要であると思います。
<p>連携/ネットワーク (16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同様な支援を行う事業所のネットワーク。 ・ 関係機関の定期的な訪問、アドバイス等。 ・ 地域生活に移行するための関係機関の連携(リスクマネジメント)の整備。 ・ 日常的にスーパーバイズを受けられる体制、不測の事態(トラブルや無届外出、再犯発生等)が発生した時の協力体制。 ・ 地域行政(警察・保護司・民生委員・町内会等を含め)との連携 ・ 関係機関との連携ネットワーク作りが大切。職員も加わり、共に話し合うこと。 ・ 地域生活定着支援センターや保護観察所との連携・調整やその他専門関係機関とのネットワークの構築。 ・ 相談支援体制、施設内での定期的な相談支援や地域・自立支援協議会等との連携が大切だと思う。 ・ 医療機関との連携。 ・ 迅速に対応してくれる相談窓口。警察等との連携も必要ではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・法律機関との連携が必要である免責や成年後見制度など。 ・関係機関の協力体制の維持。 ・退所先の支援（就労支援等）の充実が必要。 ・保護司との連携を充実させる。 ・定期的に職員だけでなく、医療、相談も入った上でのケア会議。 ・警察との連携強化。 ・「矯正施設を退所した知的障害者」についてくわしく知らないためよくわかりませんが犯罪行為をするに至までの状況や生活歴などの情報を整理して提供頂ける機関があったらと思います。 ・社会復帰に向けて様々な機関との連携を構築できる能力を求められる。
職員数増加（14）	<ul style="list-style-type: none"> ・場合によっては職員数を増やす必要が考えられる。 ・当所は女性職員の割合が高く暴力を振るう傾向のある男性利用者等への対応が十分できないことが考えられる。男性職員が一定割合以上配置されている環境が望ましい。 ・安全確保の面から職員の複数夜勤体制が望ましい（現在、当施設を利用されている方は暴力行為が多いため）。 ・人員の適切な配置。 ・どんな事態でも対応出来る安心感でしょうか。いつ何が起きてても不思議ではないので対応等可能な人員配置等含め。 ・程度や特性にもよるが、個別での対応と緊急時の対応が多くなることが予測される。そのノウハウと余力が現状では不足している。 ・職員配置加算（職員増員が必須）。 ・職員配置の増。 ・現行の制度では職員数が少ない、1人の利用者に対して3名（週）の職員が必要です。 ・夜間職員の体制整備。 ・マンツーマンに近い職員配置を要する。 ・職員体制を増やすこと。 ・職員加配（特別配置）。 ・職員の加配。
制度（7）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象利用者を24時間フォローアップする制度の確立が必要。 ・極めて常習性が高く、退所すれば、必ず刑務所への直行が間違いのない利用者を支援しているが支援に見合った報酬単価が是非必要。 ・入所で終わりではなくスタートとなるので、地域生活を実現する組織や体制、制度が必要である。 ・修了した職員が支援にあたる等の制度の整備が必要と考えます。 ・知的障害施設に入所の場合に、施設との入所前協議（説明）また、入所後も本人、施設職員が慣れるまで一定期間施設に滞在して双方をケアできる（本人が施設で問題なく生活できるかどうか）制度を設けてほしい。出来れば、仮入所制度のようなものがあれば望ましい。 ・矯正施設退所後の中間施設の設置。 ・様々な点で業務が加重になる分、報酬やその他で事業所が移行しやすい状況をつくること。
環境設定／施設のハード面（7）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の環境整備等を確保する制度が必要。 ・特別な配慮、支援、環境を作ることが長期間必要であると思います。 ・犯罪の種類によってはハード面の整備。 ・居室の改修（1人部屋等）や夜勤体制による支援体制強化などが必要と考えられる。利用者、職員が安心して安全に過ごす体制作りが必要と考えます。 ・環境を整備して適切な支援があれば絶対に立ち直れると確信しています。 ・グループホームなど社会に近い施設。 ・夜勤時に於ける職員の負担と不安の軽減（特に女性職員）。
支援意義の理解（6）	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れの意義を職員に周知し理解を求めることも必要と考える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の犯罪の現状や福祉や福祉施設が矯正施設を退所した知的障害者を支援する意義を理解する。 ・まず職員の意識付けを考えなければならない（理解）。 ・知的障害者であり、入所の必要性がある場合（緊急時でも）施設の重要な役割であることを教育としておく必要がある。どうしても能力的に軽度の人が多いため、施設の役割から外れているように思っている。 ・支援理念の統一化、わかりやすい支援の設定、キーパーソンを中心とした支援のネットワーク化。 ・事故等未然に防ぐための職員の意識をもつこと。対応策を身につける（支援技術を理解する）など。
利用者理解（6）	<ul style="list-style-type: none"> ・該当者の対応への理解、認識。 ・ご本人様のこれまでの生育歴や環境などアセスメントに関わることを理解したうえで対処することが大切であると考えられます。 ・過去の犯罪歴にとらわれずにひとりの人間として、とらえられるか（偏見・差別）。 ・特別に接する必要はないと思われませんが、生育状況や周囲の接していた人間関係等理解した上での人権尊重が大切だと思います。 ・罪を犯し、又は犯す虞がある障害者の実態や現状、問題点を探す。
移行／受入れ先（5）	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れた施設において再犯の危険性を感じたときに矯正施設で即時に対応または受入れてくれる条件が必要。 ・矯正施設を退所した方々が入所施設を利用するといつ退所することができるかはっきりしない。矯正施設ならある程度期間が決まっているからまだいい。と話している方々もいることを講演会で聞いたことがあります。 ・行先がなく困っているのではと予想される。 ・救護施設への受入れ体制の構築。 ・就労、生活訓練、地域生活支援。
幅広い関連知識（5）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの福祉の範疇に留まらず、法務、司法、矯正、保護等の知識に幅広く対応するための資格取得者が理想。 ・司法等の専門知識。 ・専門的な知識の習得。 ・刑事政策、更生保護制度、障害福祉制度を理解する。 ・障害を持つ方が安心して生活出来る環境認定能力が職員にも必要かと思えます。
情報（5）	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設に入所した背景を詳細に入所決定前に入手できる事（本人をよく知った上で入所が決める事）。 ・全ての情報提供。 ・私たち職員は情報提供のあり方を考えなければならない。 ・本人の身寄りがない場合、生育歴等がわからないし、矯正施設入所の経験もわからないのでは受入れにはきわめて不安が高い。 ・情報が少なく、受入れをする際のノウハウが少ない。
専門施設（4）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な施設で受入れ支援を考えた方が与える影響が少ない。地域、他利用者、家族に対して。 ・矯正施設を対処した人たちだけを集めた施設を作り、そこには専門性を熟知した職員配置をし、専門的なプログラムの中で行っていくことが望ましいと思う。 ・入所施設の中でも専門に取り組める施設を用意した方が対象者、職員の双方のためであると思う。 ・特別な個別な支援が必要であり、生活環境も家庭に近いものが必要なのではと考えます。入所施設等は生活が合わないのでは、と思えます。
支援技術（4）	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止に向けた支援技術（専門性）。 ・他の利用者には前科の件は告げず普通に接して本院に生活目標を持たせることにより、生活の安定化を図り、再犯、問題行動の防止に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントを基にした個別支援計画の作成。 ・個別的支援技法(認知行動療法→ SST など)の学習。
責任所在の明確化(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯した場合の責任の所在と裏付け(保障)等の確認。 ・相談支援機関の継続的支援と責任の明確化。 ・再犯した場合の施設の責任はどうなるのか(内容にもよるが)司法、警察との連携はどのようなことが想定されるか。 ・社会全体で受入れる制度の中での施設入所の役割を明確にすること。
温かい心(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・昼夜と問わず、現場にかけつけ対象者と真剣に向き合い、問題解決に向けて一緒につとめてくれる熱い温かな心持ち主が条件と考える。 ・担当職員の人間性、熱意のみ。 ・サラリーマン勤務といいたまうか。時間を区切って働くような人柄ではなく、人生丸ごと一本背負いのようながっぷりと組むような根性および体力のある職員でしょうか。まあ個別性のあることなので簡単にはいえませんが。
自治体からの支援(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体単位では行っている所もあるようだが行政から特別な配慮。 ・市町村のバックアップ(一定期間は行政決定による措置を行い、施設と行政がタイアップして支援することが必要)理解が必要。 ・行政のフォロー。
地域住民理解(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への理解が検討。 ・地域住民への啓発。
障害(特性)理解(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解と支援に関する技術が必要だと思います。 ・知的障害者の犯罪特性を理解し犯罪に至る要因を学ぶ。
支援体験(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設の見学や体験などを通じての経験。
国が方針を示すべき(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設職員にきちんとした方針を国が示すべき。施設は重度化していくのに軽度の人の受入れ、社会復帰のための訓練場、高齢化しており、生活場として提示。
倫理観(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・特に特別な環境や制度を設ける必要はないと考えている。権利擁護の観点からも必要な事は倫理観を支援内容のバランスではないかと考える。

問18 矯正施設を退所した知的障害者の支援における職員研修に含めることが必要と考える事項・内容がありましたらお答えください。

支援技術の向上、専門的知識の取得(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立施設として、福祉のセーフティーネットの役割を期待されている以上施設入所等のサービスが必要なケースにおいて、そのケースを理解し支援プログラムを作成する能力を身につける研修。 ・キーパーソンは必要であるが、あまりにその1点集中的なケアに頼りすぎると、キーパーソン本人もチームとしも行き詰まってしまう。 ・作業に関する技術指導、研修。保護司等との連携に関する研修。 ・問題行動の発生する原因についてどのように見極め、具体的などのような支援方法を選択して実施していけばいいのかを学ぶことができる研修。 ・共に歩み寄り耐え喜びを感じ生活していく環境を獲得、実現していくこと。得られた環境の維持、発展への支援が続けられること。それに近づく為の研究の手だてが必要と考える。 ・矯正施設を退所した知的障害者の支援技術。 ・入所後の再犯防止。 ・利用者を施設に任せきりになることが考えられるため、どのようにチームで支援していくのか考えたい。 ・再犯防止の方法・ノウハウなどの具体的な支援方法。内容に関するもの、職員の知識・技術へつながっていくもの。 ・マネジメントの知識と技術の向上。 ・エンパワーメント、アドボカシーの理解と実践力。
---------------------	---

- ・障害分野も精神を含め幅広くなってきました。さらに知的を持っているとはいえ、施設利用者とは障害程度も異なり、同じような対応にはならないと思います。
- ・支援技術。
- ・矯正施設退所の知的障害者は軽度の場合が多いので、チームで共通認識を持って当たること。重度の方より難しい。
- ・SSTの指導者養成施設に指導者を配置し、職員のスキルアップを図る。
- ・対象者に対して職員が差別ない指導、支援及びそれらの人に対しての特別な支援技術を学びたい。
- ・罪状にとらわれず、ケースをアセスメントにする技術を研修で身につけられると良いのではと考えます。
- ・臨床心理系の技法についてなど。
- ・犯罪心理学。
- ・権利擁護研修。
- ・個別支援計画等の研修。
- ・知的障がいの場合通常の個別支援プログラムの本人理解において「認知の歪み」が課題としてあり価値観の共有や自己実現という概念をいかにわかりやすく伝え理解し共有、共感するかが重要であり互い（支援する側、される側）のモチベーションとして大切な視点である。
- ・認知行動療法等のグループ、個人セッションをより有効（人間関係や絆を深める）にするためのツールが必要であり、これらは案外、既存の取り組みの中にヒントがあると思われる。
- ・問題行動が起生した際の指導方法・技術。
- ・支援プログラム。
- ・社会福祉援助技術。
- ・カウンセリング技術。
- ・スーパービジョン・コーティング技術等の対人技術。
- ・SST技術。
- ・精神保健福祉士等のソーシャルワークの知識・技術。
- ・護身術が必要？
- ・専門的支援スキル：現存する専門機関における支援理念や具体的方法及び活用可能な社会資源等の情報。
- ・個別支援計画書の立案と支援技術の習得。
- ・支援技術。
- ・授産系の働ける場のある入所施設であれば、日中活動での取り組みが期待できるが、重度の利用者を抱えている施設であれば入所自体が退屈なものと考ええる。その辺りの重度者を支援する施設でのノウハウを教示頂きたい。
- ・再犯率の高い（常習犯）利用者の支援方法。
- ・どうして犯罪をおかしてしまうのかの理解が必要、本人や環境要因の理解も必要となる。難しい取り組みと思いますが実践されている施設の報告を聞きたいと思う。
- ・受入れのマニュアル、支援方法、事例、犯罪に至る原因。
- ・矯正施設を退所した知的障害者の方が行く所がなく又、矯正施設に戻る事は珍しい事ではないようです。やはり、カウンセリングは必須だと思います。
- ・メンタルケア（再犯への恐怖・近隣からの反対などへの対応）。
- ・一般的かとは思いますが福祉的接遇マナー、態度は重要だと思います。
- ・入所継続が困難な場合の受入れ施設等の紹介（警察、精神科、入所施設）。
- ・実際に受入れを行っている施設の見学。
- ・生活枠組みがくずれると再犯の可能性が高くなると思いますが、一方で枠組みにはまらないケースも多いかと思います。職員との信頼関係の重要性和経済的な基盤の整備が不可欠かと思います。
- ・家庭環境と生育歴から犯罪に至るまでの要因を検証し、対処後交友関係をどう断ち切っていくのか等。

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の利用者への支援の枠を超えた反社会的行動に対しての処遇プログラムの整備。 ・座学だけでなく、矯正施設の見学をはじめとした受刑場面での本人支援の内容や状況がわかる研修。 ・矯正施設を退所して実際に支援している方のお世話、事例をたくさん聞きたい（成功事例だけでなく）。 ・生育歴作成に必要な情報の集め方。 ・実際に行われている支援の報告。 ・再発防止に成功した事例ケースについて。 ・ADLの維持、既往上が支援の大半を占める重度知的障害者と共に生活していく上での支援方法について。 ・再犯防止の方法と、他の利用者の支援のあり方。 ・事例検討。成功事例の紹介。 ・知的障害の支援とは異なる支援のノウハウ。 ・矯正施設へ送られなかったということだけで、それに近い問題行動をもつ人が入所しており、それに対して職員が専門知識をもつことが早急に必要と思われる。 ・支援プログラムの活用と実践。 ・特に性犯罪に対する支援のあり方に困難を感じている。そのためそのことに関する研修をお願いしたい。 ・専門施設の取り組みについて。 ・講義だけでなく実際に見学に行くことも必要では。 ・他利用者への影響。 ・これまでの支援の成功例をいくつか知りたい。 ・ケア。 ・矯正施設退所前の本人との面接、面談の仕方について。 ・事例研修。 ・実践報告。 ・実際に受入れてしている施設での現状の報告を多く伺いたい。 ・知的障害者の障害の知度と自己決定能力及び責任能力のとらえ方に関する研修。 ・事例検討等。 ・知的障害と一括りであるが、精神、発達障害(自閉症)が含まれた重複者はそのケアに差があるので分けて県有できないか。 ・社会性をやしなうように心掛けています。
<p>支援することの理解 (12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山本譲二氏「累犯障害者」を読了し、これまでの福祉行政のネットにかからない方々の不幸を思い知らされた。障害者の施設職員だけでなく矯正施設はもちろんの事、福祉行政に携わる行政職員にこそ理解を深めて頂きたい。 ・事例検討の場を設けて頂けると理解しやすいかと思われます。 ・まずは経営・運営をしている者および管理職による研修が先になるでしょう。その方たちの理解と熱意がなければ直接職員に研修を勧めることもないし、研修を仮に受けても実施するまでには至らないでしょう。 ・家族からの支援や職員の支援者への理解。本人（犯罪の理解だと思う。難しいけれど）。 ・受入れたことがないため、まずは矯正施設を退所した知的障害者の現状を理解することからだと思う。 ・矯正施設での生活目的等から社会復帰までのトータルな支援ロードマップをトータルで学ばないと難しいと考えます。 ・マニュアル化された知識や技術を習得することも重要ではあるが、人間としての優しさや思いやりがなければ人の気持ちを変えることは難しい。この件に限らず知的障害者と言っても小さな年齢から人としても善悪をいかに伝えていくか社会全体がもっと考えていかなければ対処に追われてしまうばかりである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記選択した項目以外に罪を犯すまでの本人の心理面について掘り下げる必要があると思う。と同時に社会的要因についても検証し、そもそも知的障害者が罪を犯す必要のない社会基盤の構築について検討する機会があれば良い。 ・上記の制度について、認識を深める必要がある。 ・そのいった方々がいることを考えるような研修は必要。 ・福祉分野の役割：支援が必要な人に支援が届いていないことから犯罪につながりやすいことを前提として、福祉分野に関わる人が果たさなければならない役割について。
司法制度（12）	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事訴訟法、刑法。 ・保護制度について。 ・入所した場合の犯罪行為と刑事責任の問い方。性的犯罪や盗難などの対処法。 ・就労支援などのシステムはないのか（矯正施設の中で）。 ・矯正施設を退所した方々の現状を知りたい。 ・司法制度について。 ・司法の仕組みも学ぶ必要あり。 ・更生保護制度。 ・犯罪や矯正施設に関係する法体系。 ・矯正施設と福祉施設の違いについて（理念、支援目標、構造）。 ・用語。 ・再犯の場合にとられる刑事手続きや警察の仕組み等。
刑務所での処遇（9）	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の中での様子。 ・矯正施設内での本人に関する情報の求め方。 ・矯正施設の処遇については一定の知識が必要と思います。 ・矯正施設内での生活や支援のようす。 ・矯正施設内での知的障害者の支援の方法。 ・矯正施設での生活や支援について（特に障害等のある受刑者への処遇や対応について）。 ・矯正施設の生活状態や取り組みについての内容。 ・矯正施設での処遇について知りたい。 ・知的障害者の矯正施設での生活実態や人間関係。
触法障害者の犯罪傾向（8）	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者の犯罪の現状と課題。 ・犯罪心理学、発達障害、アスペルガー、ADHD(注意欠陥・多動性障害)の利用者の犯罪傾向。 ・本人の障害特性と犯罪に至った要因。どのようなときにそのような行動に至るのか事前に把握する必要があると考える。 ・矯正施設を利用するに至った要因など基礎となる知識は必要と思われる。 ・知的障害と犯罪。 ・犯罪特性。 ・犯罪の原因。 ・知的障害と犯罪について。
施設、支援者への負担の配慮（4）	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れた現場の職員の相談方法（抱え込みがち）。 ・メンタルヘルスケア（職員）。 ・職員の人員確保。 ・情報の管理と福祉施設には、負担が大きい場合のサポート体制について。
地域移行（4）	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れた施設の地域が、本人の地域になってしまう可能性もあるため考えていきたい。 ・将来展望をどのように作っていくのかケアホーム+就労支援を進める方法。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設利用に至った原因により、対応も変わってくるかと思われるが、地域の中の施設として本人を指導し続ける体制が必要。 ・ 社会的自立のための支援方法。
支援に係る新制度の確立（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国として入所施設への受入れをすすめるのであるなら、どのような生活を送ってその人達の今後をサポートするのかはつきりした方向性を示し、その為の制度をつくるべきだと思う（これが一番の職員のモチベーションにかかってくるものだと思います）。 ・ 罪を犯した方は、知的障害であろうとも、民間の更生施設に委ねるのではなく、公的な施設で保護すべきと思われます。危険があった場合の保障が民間ですとあますぎるように思います。法律の研修が必要。 ・ 本人にとって、「犯意」の有無を問いつつも、犯罪を起こしかねない方々は入所型施設にも多々生活されている。一方で福祉の対象とされずに犯罪に至ってしまう方々もいる。そこで、利用しやすい福祉をつくり本人達に伝える仕組み(制度)が求められる。犯罪に至ってしまった方々にはそのコミュニケーション能力を支える利用しやすい仕組み(制度)や信頼関係をつくりだす方法論(支援技術)が求められる。
マスメディアのあり方（1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者の再犯を防ぐには環境を整えることが、最善という社会全体の啓蒙。 ・ 情報化社会のあり方の見直し。

平成22年 9月13日

平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業
「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等
の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発
に関する調査・研究」についての調査へのご協力をお願い

統括責任者 小野 隆一

（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設
のぞみの園地域支援部長 小野 隆一）

平素より、矯正施設等を退所した知的障害者への支援についてのご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、私たちは平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業において「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査・研究」に取り組んでおり、その一環として調査を実施するに至りました。

本調査は、全国全ての知的障害者入所授産・入所更生施設、また法人で両施設を持つ場合は法人を対象に、平成21年度の矯正施設を退所した障害者の受入れ実態、及びその支援について必要とされる知識や技術についてのお考えを伺うことを目的としております。

つきましては本調査にご理解ご協力を賜り、貴施設・法人における矯正施設を退所した知的障害者についてのアンケートのご記入をお願い申し上げます。ご多忙中大変恐縮ではございますが、アンケートにご記入の上、同封の返信用封筒にて

平成22年 9月27日（月）までにご投函下さいませようお願い申し上げます。

ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個々の回答が公表されることはありません。また、回答について本調査の目的以外で使用することはありません。

調査に関する問い合わせ先は以下にお願いいたします。ご多忙中大変恐縮ではございますが、本調査の主旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

※当研究事業に関連する、平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクトに係るリーフレットを同封させていただきました。ご覧いただきますようお願い申し上げます。

事務局担当 川田 圭 祐
独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
地域支援部地域支援課支援調査係
〒370-0865 群馬県高崎市寺尾2120-2
電 話 027-320-1732
FAX 027-320-1605
E-mail kawada-ke@nozomi.go.jp

問10 平成21年度の入所者の主罪名は何でしたか。 (あてはまるものすべてに☑)

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 窃盗(「万引き」含む) | <input type="checkbox"/> 強制わいせつ(「致死傷」含む) |
| <input type="checkbox"/> 詐欺(「無銭飲食」含む) | <input type="checkbox"/> 薬物事犯(覚醒剤取締法等) |
| <input type="checkbox"/> 強姦(「致死傷」含む) | <input type="checkbox"/> 放火 |
| <input type="checkbox"/> 強盗(「致死傷」含む) | <input type="checkbox"/> 殺人 |
| <input type="checkbox"/> 傷害・暴行 | <input type="checkbox"/> 住居侵入 |
| <input type="checkbox"/> 恐喝 | <input type="checkbox"/> 横領・背任 |
| <input type="checkbox"/> 器物損壊・建造物損壊 | <input type="checkbox"/> その他() |

問11 これまで貴施設(法人)へ入所した矯正施設を退所した知的障害者どのような支援体制で受け入れましたか。

- 特別な配慮はしていない(一般の利用者と同様の環境設定や支援プログラム)
特別な配慮をした(他の利用者とは別の環境設定や支援プログラム)



【特別な配慮の内容をお教えてください】

問12 貴施設において矯正施設を退所した人が入所する際、期限は設けていますか。

- 入所期限を設けている()年程度 入所期限を設けていない

問13 貴施設において矯正施設を退所した知的障害者が入所した際の支援関連ツールを作成していますか。

- 作成している 作成していない → 問15へ

問14 「作成している」と回答された方は、どのようなものですか。

(あてはまるものすべてに☑)

- | | | |
|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> アセスメントシート | <input type="checkbox"/> 対応マニュアル | <input type="checkbox"/> 支援プログラム |
| <input type="checkbox"/> 職員向けの倫理綱領 | <input type="checkbox"/> その他() | |

問15 (受入れ経験有) 受入れ後、支援において困難を感じたことはありますか。ある場合は該当する内容を下の選択肢より選んでください。

(あてはまるものすべてに☑)

- (受入れ経験なし) 矯正施設を退所した知的障害者を施設が受け入れる際の阻害要因を考えた場合、あてはまるものを下の選択肢から選んでください。

(あてはまるものすべてに☑)

- 必要な支援量からすると障害程度区分が低い
- 支援量を考えると現行制度では職員が不足
- 職員の負担（精神的・体力的）
- 他利用者等への危害の危険がある（人権侵害含）
- 施設利用中の再犯の危険性
- 入所施設利用後の移行先が見いだせない
- 職員が支援の必要性の理解を示さない
- 個人情報をごどのように取り扱うべきかが不明
- 再犯防止の方法・ノウハウがない
- 無断外出・無断外泊がある
- 他利用者や家族（保護者会等）の同意が得られない
- 矯正施設内での処遇に関する情報がない
- その他

「その他」自由記述欄

問16 矯正施設を退所した知的障害者が知的障害者施設を利用する場合、職員に必要と考えられる条件等（環境、制度等）がありましたらお答えください。

IV. 矯正施設を退所した知的障害者への支援に関する研修について

問17 国立のぞみの園では、下記の内容で矯正施設を退所した知的障害者への支援に関する研修の開催を予定しております。知的障害者入所施設で矯正施設を退所した人を入所者として支援する場合、プログラムにおいて、特に必要と考えられる内容、もしくは特に受講してみたいとお考えになる内容について5つまで選択し、○をつけ

てください。

分野	内容	選択
事業の意義	日本の犯罪の現状	
	福祉施設が支援をする意義	
制度	刑事政策について	
	更生保護制度について	
	障害福祉施策について	
知的障害と犯罪	知的障害の障害特性	
	犯罪に至る要因（環境からの視点）	
	犯罪に至る要因（本人からの視点）	
	知的障害者の犯罪特性	
支援と体制	支援理念の統一の意義と方法	
	チームケアの方法とキーパーソンの役割	
	支援者へのサポート	
個別支援計画	情報の収集と管理	
	アセスメント	
	個別支援計画の作成	
	支援技術	

問18 矯正施設を退所した知的障害者の支援における職員研修に含めることが必要と考える事項・内容がありましたらお答えください。

--

追跡調査のため、こちらからご連絡をとらせていただきたい場合がございます。よろしければ貴施設名、ご連絡先、ご記入者をお教えてください。

貴施設名		
ご連絡先	TEL FAX Email	
ご記入者	役職名	ご氏名

アンケートは以上です。お忙しい中、ご協力誠にありがとうございました。

2. 平成21年度矯正統計（抜粋）

国立のぞみの園

(1) 新受刑者 精神診断

調査区分		総数	精神障害なし	知的障害	人格障害	精神症性障害	その他の精神障害	不詳
平成16年	総数	32,090	30,085	271	141	322	1,250	21
	男	30,089	28,390	259	126	290	1,005	19
	女	2,001	1,695	12	15	32	245	2
平成17年	総数	32,789	30,608	287	125	435	1,304	30
	男	30,607	28,764	276	111	397	1,032	27
	女	2,182	1,844	11	14	38	272	3
平成18年	総数	33,032	31,223	265	103	345	1,060	36
	男	30,699	29,223	253	88	293	815	27
	女	2,333	2,000	12	15	52	245	9
(うち、少年刑務所)		52	52	—	—	—	—	—
平成19年	総数	30,450	28,719	242	109	253	1,116	11
	男	28,272	26,802	235	90	192	944	9
	女	2,178	1,917	7	19	61	172	2
(うち、少年刑務所)		42	42	—	—	—	—	—
平成20年	総数	28,963	26,887	237	161	384	1,214	80
	男	26,768	24,981	228	127	338	1,029	65
	女	2,195	1,906	9	34	46	185	15
(うち、少年刑務所)		63	60	—	—	—	3	—
平成21年	総数	28,293	25,951	242	155	517	1,392	36
	男	26,123	24,135	227	114	448	1,167	32
	女	2,170	1,816	15	41	69	225	4
(うち、少年刑務所)		54	50	2	—	—	2	—

(2) 新受刑者の入所回数（平成21年度）

調査区分		総数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6～9回目	10回目以上
全 体	総数	28,293	12,775	5,095	3,141	1,970	1,334	2,763	1,215
	男	26,123	11,433	4,723	2,955	1,863	1,278	2,681	1,190
	女	2,170	1,342	372	186	107	56	82	25
	%	100	45.2	18.0	11.1	7.0	4.7	9.8	4.3
知的障害者	総数	242	82	46	23	24	15	26	26
	男	227	73	44	22	23	15	25	25
	女	15	9	2	1	1	0	1	1
	%	100	33.9	19.0	9.5	9.9	6.2	10.7	10.7

(3) 新受刑者の知能指数

* 知能指数の数値は矯正協会作成の心理測定検査（CAPAS）によるIQ相当値を表示している。

調査区分	総数	49以下	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～109	110～119	120以上	テスト不能	
平成16年	総数	32,090	1,241	2,053	3,878	7,159	8,802	5,399	1,565	248	58	1,687
	男	30,089	1,173	1,910	3,643	6,743	8,331	5,101	1,485	238	56	1,409
	女	2,001	68	143	235	416	471	298	80	10	2	278
	%	100	3.9	6.4	12.1	22.3	27.4	16.8	4.9	0.8	0.2	5.3
平成17年	総数	32,789	1,351	1,937	4,102	6,998	8,574	5,670	1,783	287	52	2,035
	男	30,607	1,266	1,806	3,868	6,590	8,042	5,316	1,689	269	51	1,710
	女	2,182	85	131	234	408	532	354	94	18	1	325
	%	100	4.1	5.9	12.5	21.3	26.1	17.3	5.4	0.9	0.2	6.2
平成18年	総数	33,032	1,349	1,974	4,240	7,501	8,305	5,647	1,883	303	65	1,765
	男	30,699	1,255	1,853	3,988	7,024	7,742	5,301	1,775	286	64	1,411
	女	2,333	94	121	252	477	563	346	108	17	1	354
	%	100	4.1	6.0	12.8	22.7	25.1	17.1	5.7	0.9	0.2	5.3
(うち、少年)	52	—	—	3	11	17	11	6	—	—	4	
平成19年	総数	30,450	1,233	1,702	3,785	7,265	7,656	5,042	1,810	293	59	1,605
	男	28,272	1,135	1,597	3,523	6,684	7,148	4,734	1,709	278	55	1,409
	女	2,178	98	105	262	581	508	308	101	15	4	196
	%	100	4.0	5.6	12.4	23.9	25.1	16.6	5.9	1.0	0.2	5.3
(うち、少年)	42	—	—	2	6	18	8	4	1	—	3	
平成20年	総数	28,963	1,232	1,742	3,729	6,726	7,039	4,970	1,757	288	53	1,427
	男	26,768	1,126	1,598	3,463	6,211	6,516	4,633	1,671	273	52	1,225
	女	2,195	106	144	266	515	523	337	86	15	1	202
	%	100	4.3	6.0	12.9	23.2	24.3	17.2	6.1	1.0	0.2	4.9
(うち、少年)	63	—	—	3	10	20	11	12	3	—	4	
平成21年	総数	28,293	1,176	1,792	3,552	6,078	7,296	4,984	1,846	265	41	1,263
	男	26,123	1,071	1,636	3,285	5,606	6,757	4,631	1,753	254	41	1,089
	女	2,170	105	156	267	472	539	353	93	11	0	174
	%	100	4.2	6.3	12.6	21.5	25.8	17.6	6.5	0.9	0.1	4.5
(うち、少年)	54	1	—	1	9	17	13	5	2	—	6	

(4) 新受刑者 知的障害者の罪名（平成21年度）

* () は平成20年度

窃盗	詐欺	住居侵入	強制わいせつ・同致死傷	覚せい剤取締法	放火	強盗	鉄砲刀剣類所持等取締法	強姦・同致死傷
123(110)	24(14)	9(5)	8(17)	7(11)	7(7)	7(3)	5(3)	5(9)
傷害	強盗致死傷	道路交通法	殺人	横領・背任	暴行	公務執行妨害	危険運転致死罪	略取・誘拐及び人身売買
5(6)	4(7)	4(5)	3(6)	3(9)	2(0)	2(2)	2(0)	2(0)
窃盗等関係	恐喝	強盗強姦・同致死	暴力行為処罰に関する法律	わいせつ・わいせつ文書頒布	障害致死	文書偽造・有価証券偽造・支払カード電磁的記録・印章偽造	その他	計
2(1)	1(4)	1(1)	1(1)	1(1)	1(0)	1(0)	12(15)	242(237)

(5) 新受刑者の主な犯罪別の知能指数（平成21年度）

調査区分	総数	49以下	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～109	110～119	120以上	テスト 不能
窃 盗	9,293	686	847	1,410	2,007	2,122	1,255	472	67	15	412
覚 せ い 剤 取 締 法	6,086	69	161	583	1,398	1,888	1,291	429	65	10	192
詐 欺	2,518	87	174	333	500	629	472	200	25	1	97
道 路 交 通 法	1,563	62	101	179	389	413	269	74	5	2	69
傷 害	1,352	40	67	167	306	352	274	94	13	1	38
恐 喝	488	5	24	61	101	153	96	33	3	0	12
強 盗 致 死 傷	485	8	20	40	101	120	110	32	5	1	48
強 盗	531	12	37	65	102	131	89	38	12	2	43
殺 人	415	11	25	54	90	99	75	23	4	1	33
横 領 ・ 背 任	405	25	32	52	89	83	72	26	4	—	22
住 居 侵 入	400	16	38	63	76	101	58	24	4	0	20
強 姦 ・ 同 致 死 傷	385	15	13	24	67	93	104	45	8	0	16
強 制 わ い せ つ ・ 同 致 死 傷	345	18	24	37	41	86	75	45	4	1	14
自 動 車 運 転 過 失 致 死	288	4	13	33	56	76	66	21	3	0	16
文 書 偽 造 ・ 有 価 証 券 偽 造 ・ 支 払 用 カ ー ド 電 磁 的 記 録 関 係 ・ 印 章 偽 造	265	4	6	30	54	68	43	30	2	0	28
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律	233	13	14	36	54	60	41	11	1	0	3
放 火	198	16	20	32	47	40	29	5	0	0	9
鉄 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	164	13	11	25	29	41	25	8	1	0	11
暴 行	153	7	16	29	30	39	18	8	0	0	6
わ い せ つ 文 書 頒 布 等	151	4	6	16	31	46	28	13	3	1	3
公 務 執 行 妨 害	140	5	11	24	32	39	19	6	0	1	3
傷 害 致 死	126	3	7	12	30	31	29	8	2	0	4
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	125	10	11	15	26	10	5	2	1	1	44

(6) 出所者の帰住先

調査区分		総数	父母	配偶者	兄弟 姉妹	その他 の親族	知人	雇主	社会福 祉施設	更生保 護施設	その他
平成18年度	総数	30,600	9,540	3,428	1,868	1,173	2,108	312	28	4,260	7,883
平成19年度	総数	31,341	9,643	3,298	1,848	1,241	2,334	356	42	4,087	8,492
平成20年度	総数	31,680	9,765	3,292	1,858	1,252	2,461	297	77	4,141	8,537
平成21年度 総数	総数	30,213	9,452	3,321	1,842	1,122	2,202	327	143	4,238	7,566
	男	28,029	8,720	2,999	1,713	853	2,018	325	131	3,950	7,320
	女	2,184	732	322	129	269	184	2	12	288	246
	%	100	31.3	11.0	6.1	3.7	7.3	1.1	0.5	14.0	25.0
満期釈放	総数	15,324	3,407	1,312	894	546	1,366	163	125	796	6,715
	男	14,691	3,258	1,226	853	467	1,286	162	114	755	6,570
	女	633	149	86	41	79	80	1	11	41	145
	%	100	22.2	8.6	5.8	3.6	8.9	1.1	0.8	5.2	43.8
仮 釈 放	総数	14,854	6,045	2,009	948	576	836	164	18	3,442	816
	男	13,308	5,462	1,773	860	386	732	163	17	3,195	720
	女	1,546	583	236	88	190	104	1	1	247	96
	%	100	40.7	13.5	6.4	3.9	5.6	1.1	0.1	23.2	5.5
そ の 他	総数	35	—	—	—	—	—	—	—	—	35
	男	30	—	—	—	—	—	—	—	—	30
	女	5	—	—	—	—	—	—	—	—	5
	%	100	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0

	総数 (%)	男 (%)	女 (%)
満期釈放	50.72%	52.41%	28.98%
仮 釈 放	49.16%	47.48%	70.79%
計	99.88%	99.89%	99.77%

3. 合同支援会議（様式）

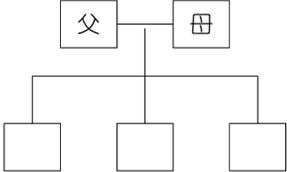
○. ○個別支援計画について

日 時	平成〇〇年〇月〇〇日（〇） ～
会 場	〇〇刑務所
出席者	矯正 〇〇刑務所 更生保護 〇〇保護観察所 行政 〇〇県〇〇市 施設 国立のぞみの園

氏 名	〇. 〇	
生年月日（年齢）	昭和〇〇年〇月〇〇日（〇〇才） 男・女	
本 籍 地	〇〇県〇〇市	
現 住 所	〇〇刑務所	
本 件 犯 罪 （非 行 名）		
期 間 満 了 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇月〇〇日〇〇釈放予定）	
家族構成・生育歴 身 上 状 況 等	別紙 アセスメント資料のとおり	
刑務所等での本人 への 処 遇 留 意 点	① 本件に至った要因についての想定 ② 刑務所等での生活・処遇から今後留意すべき事項	
支 援 目 標（主 訴）	・ 地域での自立した生活	
本人の福祉サー ビス及び施設利用の 同意		
本人の心のよりど ころ	（今後人生を歩んでいく中で、本人が現在最も信頼し、心の支えとなっている人物は存在しないか。）	
施設の入所利用を 必要とする理由	例 ① 帰住予定地もなく、所持金も少ないことから刑務所を満期出所後直後に何らかの罪を犯す可能性が極めて高く、福祉サービスの活用により、一時的に生活の場を確保し、自立の場における支援を必要としている。 ② 出身地において施設等も受け入れを拒否している。	
施設での支援方針	目 的	例 ① 地域生活に向けての自立心と労働意欲を高めるため、一般社会生活体験と就業体験を実施する。 ② 在籍中に障害福祉サービスの受給手続、所得保障を整える。（地域移行時期までにある程度預貯金を貯める。） ③ 地域生活移行後の生活基盤（衣食住、就労、支援団体を確保する）を行う。
	期 間	例 ① 自立意欲も高く、就労の意識も高いと考えられるので、短期間で、地元県内への地域移行をめざす。（国立のぞみの園として2年間以内利用の有期限・有目的の特別枠入所利用対象者とする）
	精神的支え	例 ① 本人のこころのよりどころとなるよう担当者が支援する。 ② 本人の生活の目標を明確にする。

	<p>例</p> <p>①居住寮は固定せず、生活寮、職員宿舎、施設外体験訓練ホームを状況にあわせて検討する。 当面（1週間から1ヶ月は夜勤体制の生活寮で生活する。）</p> <p>②本人への遵守事項・禁止事項を設定し、受刑中に遵守の確認をとる。</p> <p>③週1回程度の臨床心理士によるカウンセリングを行う。</p> <p>④余暇支援（将来に対する夢や希望、休日の過ごし方）</p>																
	<p>例</p> <p>①就労移行支援事業を行うことで、就労意欲、体力・集中力等の能力の確認を行う。</p> <p>②就労移行支援事業を提供することで、地域移行後のB型就労継続支援事業の対象とする。</p>																
	<p>例</p> <p>①地域移行課は、入所当初より、原則として、地元県内の事業所に対して地域生活への移行とその後の支援を要請する。</p> <p>②住まいはグループホーム又はケアホーム、就労は一般就労、A型又はB型就労継続支援を模索し、収入の確保を進める。</p> <p>③地域移行後の地域としての支援体制の確保を地元事業所・福祉と連携して確保する。</p> <p>④のぞみの園は地域移行後もレスパイト施設として緊急時の受け入れ・支援を行う。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①療育手帳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②障害サービス受給申請 （訓練等給付で就労移行支援事業の対象とし、通所不可として夜間支援も受ける （入所））</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③年金の受給申請 （一旦生活保護とし、地域移行に向けて障害基礎年金の申請も視野に入れる）</td> <td>入所後に調整する。 当面生活保護利用予定</td> </tr> <tr> <td>④健康保険</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤施設利用契約</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥当面の小遣い （被服・消耗品費）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦地域移行先の確保</td> <td>地域移行課を中心として、地元県内事業所への調整 *のぞみの園としても関係機関への要請活動を進めている。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	対 応	①療育手帳		②障害サービス受給申請 （訓練等給付で就労移行支援事業の対象とし、通所不可として夜間支援も受ける （入所））		③年金の受給申請 （一旦生活保護とし、地域移行に向けて障害基礎年金の申請も視野に入れる）	入所後に調整する。 当面生活保護利用予定	④健康保険		⑤施設利用契約		⑥当面の小遣い （被服・消耗品費）		⑦地域移行先の確保	地域移行課を中心として、地元県内事業所への調整 *のぞみの園としても関係機関への要請活動を進めている。
項 目	対 応																
①療育手帳																	
②障害サービス受給申請 （訓練等給付で就労移行支援事業の対象とし、通所不可として夜間支援も受ける （入所））																	
③年金の受給申請 （一旦生活保護とし、地域移行に向けて障害基礎年金の申請も視野に入れる）	入所後に調整する。 当面生活保護利用予定																
④健康保険																	
⑤施設利用契約																	
⑥当面の小遣い （被服・消耗品費）																	
⑦地域移行先の確保	地域移行課を中心として、地元県内事業所への調整 *のぞみの園としても関係機関への要請活動を進めている。																
福祉サービスの受給（〇〇市福祉との協議事項）																	
援護の実施者の支援方針																	
そ の 他	①本人の同意書の締結																

4. アセスメント表（入所時調査様式）

氏名 (ふりがな)		性別	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)		
本籍			
矯正施設前居住地	居住地（生活実態のあった所）	〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇	
	住所地（住民票のあった所）		
矯正施設名	〇〇刑務所（〇〇〇県〇〇市）		
本件犯罪 (非行)内容			
本件に至った 経緯・要因			
帰住予定地			
刑期満了日	平成 年 月 日 (仮釈放 平成 年 月 日)		
家庭環境	両親・家族等		
	祖父母・親戚等		
	経済状況		
身元引受人	仮釈放時 施設職員 / 利用契約 (父・母)		
生育歴	幼児期からの主要な経歴		
	学校・施設・就職経歴		

心身状況	知能指数 IQ 田中ビネー・WISC III (言語性) (動作性) CAPAS (検査日 平成 年 月 日) 身長 cm 体重 kg 身体障害 精神疾患 内部疾患 服薬状況
福祉サービスの利用状況	療育手帳 有 (判定 判定日 判定機関) ・無 身障手帳 有 (判定 判定日 判定機関) ・無 これまで受給していた福祉サービス 所得保障 現在の所持金・見込み (円 円) 障害基礎年金等年金の取得 有 () ・無 生活保護
本人の意思確認 (主 訴)	
施設の利用を必要とする理由	
当面の処遇方針	

VII 研究検討委員会名簿

研究検討委員会委員名簿

○研究検討委員会

(座 長)	小 野 隆 一	国立のぞみの園地域支援部長
	水 藤 昌 彦	国立のぞみの園参事
	吉 井 三 夫	高崎市保健福祉部障害福祉課課長補佐
	脇 中 洋	大谷大学社会学科 発達心理学教授
	原 田 和 明	社会福祉法人一羊会 相談支援センター「であい」所長
	脇 田 康 夫	大阪府立砂川厚生福祉センター「つばさ」施設長
	鈴 木 康 弘	地域生活支援センター ふっとわーくセンター長
	高 橋 勝 彦	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会宮城県船形コロニー総合施設長
	重 吉 正 文	社会福祉法人山形県社会福祉事業団 救護施設泉荘 荘長
	森 山 秀 実	更生保護法人東京実華道場 ステップ押上施設長
	中 川 英 男	滋賀県地域生活定着支援センター所長
	関 口 清 美	とちぎ地域生活定着支援センター所長
事 務 局	木 下 大 生	国立のぞみの園企画研究部研究課主査
	小 島 秀 樹	国立のぞみの園地域支援部地域支援課支援調査係長
	川 田 圭 祐	国立のぞみの園地域支援部地域支援課支援調査係生活支援員
研 究 担 当	堀 越 正 弘	国立のぞみの園生活支援部第3課主査
	新 井 邦 彦	国立のぞみの園生活支援部第2課主任
	悴 田 徹	国立のぞみの園生活支援部第1課主任
	飯 塚 浩 司	国立のぞみの園地域支援部地域移行課支援調査係生活支援員
	君 野 一 樹	国立のぞみの園生活支援部第2課生活支援員

○オブザーバー

	若 井 隆 弘	群馬県地域生活定着支援センター所長
	大 藤 恵美子	社会福祉法人福島県社会福祉事業団 福島県矢吹しらうめ通勤寮 主任援助員兼相談支援専門員

○アドバイザー

	古 曳 牧 人	法務省矯正局成人矯正課処遇三係事務官
	田 中 大 輔	法務省保護局更生保護振興課法務専門官
	水 澤 弘 行	法務省前橋保護観察所統括保護観察官

宇井 総一郎	厚生労働省社会・援護局総務課課長補佐
遅塚 昭彦	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域移行・障害児支援室相談支援専門官
藤田 智夫	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設 管理室室長補佐

○国立のぞみの園 研究スタッフ

(矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム)

統括責任者	小野 隆一	地域支援部長
	水藤 昌彦	参事
	渡邊 正幸	就労支援部就労支援課課長
	小林 裕隆	生活支援部第2課寮長
	小島 秀樹	地域支援部地域支援課支援調査係長
	佐藤 孝之	法人事務局調査役付企画係長
	木下 大生	企画研究部研究課主査
	堀越 正弘	生活支援部第3課主査
	吉田 毅	地域支援部地域移行課地域移行係主査
	新井 邦彦	生活支援部第2課主任
	悴田 徹	生活支援部第1課主任
	川田 圭祐	地域支援部地域支援課支援調査係生活支援員
	飯塚 浩司	地域支援部地域移行課支援調査係生活支援員
	君野 一樹	生活支援部第2課生活支援員

VIII 参考文献

参考文献

- 小林美佳 「性犯罪被害にあうということ」(2008. 朝日新聞出版)
- 高杉良彰・渡邊和美 「新犯罪社会心理学」(2005. 学文社)
- 浜井浩一 「刑務所の風景 社会を見つめる刑務所モノグラフ」(2006. 日本評論社)
- 浜井浩一 「2円で刑務所、5億円で執行猶予」(2009. 光文社新書)
- 浜井浩一・芦沢一也 「犯罪不安社会」(2006. 光文社新書)
- 廣井亮一編「現代のエスプリ491『加害者臨床』」(2008. 至文堂)
- 藤岡淳子 「性暴力の理解と治療教育」(2006. 誠信書房)
- 藤川洋子 「発達障害と少年非行」(2008. 金剛出版)
- 滝口涼子・伊藤富士江 「犯罪被害者遺族の被害者運動」『社会福祉学』50-(4)55-68
- 矢島正見・丸 秀康・山本 功 「よくわかる犯罪社会学」(2004. 学陽書房)
- ジョック・ヤング 「排除社会」(2007. 洛北出版)
- 伊藤 真 「伊藤真の刑事訴訟法入門 第4版」(2010. 日本評論社)
- 澤登俊雄 「少年法」(1999. 中公新書)
- 梅谷忠勇 「図解知的障害児の認知と学習 特性理解と援助」(2004. 田研出版)
- 小池敏英・北島義夫 「知的障害者の心理学 発達援助からの理解」(2001. 北大路書房)
- 尾崎 新 「対人援助の技法」(1997. 誠信書房)
- 鴨下守孝 「受刑者処遇読本 明らかにされる刑務所生活」(2010. 小学館集英社プロダクション)
- 庄司洋子・武川正吾・木下康仁・藤村正之編 「福祉社会事典」(1999. 弘文堂)
- 本多 勇・木下大生・後藤広史・國分正巳・野村聡・内田宏明 「ソーシャルワーカーのジレンマ6人の社会福祉士の実践から」(2009. 筒井書房)
- 森田ゆり 「エンパワメントと人権 こころの力のみなもとへ」(1998. 解放出版社) 山縣文治・柏女壺峰編「社会福祉用語辞典 第8版」(2010. ミエルヴァ書房)
- アミティを学ぶ会編 「セラピューティック・コミュニティ」(2004. アミティを学ぶ会)
- 宮永 耕 「薬物依存者処遇におけるサービスプロバイターとしての治療共同体について」2008. 龍谷大学 矯正・保護研究センター研究年報第5号 PP19-40)
- 内田扶喜子・谷村慎介・原田和明・水藤昌彦 「罪を犯した知的障害者を支援する」(2011. 現代人文社)
- 湯汲英史 「なぜ伝わらないのか、どうしたら伝わるのか」(2003. 太揚社)
- K・ヨランソン, S・バルイマン, A・ヴァルグレン (尾添和子・山岡一信訳)
「ペーテルってどんな人 知的障害者を持つ人の全体像を捉える」
(2000. 太揚社)
- 菅野花恵 「ソーシャルワーカーの安全性」『社会福祉実践理論研究』11. PP75-85
- Newhill, C.E. 「Client Violence in Social Work Practice: Prevention, Intervention, and Research」(2003. New York. The Guilford Press)
- Weinger, S. 「Security Risk: Preventing Client Violence Against Social Workers」(2001. Washington DC. NASW Press)

- Compton, B.R. & Galaway, B. (eds) 「Social Work Processes (5th Edition)」(1994. Brooks/Cole Publishing Company)
- Mikkelsen, E.J. 「The assessment of individuals with developmental disabilities who commit criminal offences」 In Lindsay, W. R., Taylor, J. L. & Sturmey, P. 「Offenders with Developmental Disabilities」(2004. John, Wiley & Sons)
- 法務省法務総合研究所 「犯罪白書平成21年度版」(2010 時事通信社)
- 法務省法務総合研究所 「犯罪白書平成22年度版」(2011 時事通信社)
- 法務省保護局 「更生保護 社会福祉とともにあゆむ」
- 森山秀実 「福祉サービスを必要とする知的障害者等の地域生活支援について」(2010 国立のぞみの園福祉セミナー)
- 水藤昌彦 「福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等を対象とする連続オープン研修」(2010-2011 国立のぞみの園)
- 平成20年度障害者福祉推進事業 「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」(2009 国立のぞみの園)
- 平成21年度障害者福祉推進事業 「福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者等の地域移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」(2010 国立のぞみの園)

■

平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者
等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラムの
開発にする調査研究」報告書

発行 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

発行者 理事長 遠藤 浩

発行日 平成23年3月

印刷所 朝日印刷工業株式会社

事務局 〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2
TEL 027-325-1501

■